

美浜町議会議員選挙の
立候補の手続等に関する資料
(記載要領・記載例)

令和8年3月8日執行

美浜町選挙管理委員会

目 次

第1 立候補の届出等

1 立候補の届出	3
2 候補者届出書記載上の留意事項	4
3 通称の認定	13
4 選挙立会人の届出	16

第2 選挙運動

1 公営物品類の交付	21
(1)選挙運動用自動車・船舶表示板	21
(2)選挙運動用拡声機表示板	22
(3)街頭演説用標旗	22
(4)自動車・船舶の乗車（船）用腕章	22
(5)街頭演説用腕章	22
(6)候補者用通常葉書使用証明書	22
(7)選挙運動用通常葉書差出票	22
(8)新聞広告掲載証明書	23
2 選挙運動に関する届出等	24
(1)選挙事務所の届出	24
(2)選挙運動用ビラの届出	27
(3)個人演説会の開催申出（公営施設使用の場合）	29
(4)出納責任者の届出	32
(5)収支報告書の提出等	37
(6)事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者の届出	46
3 ポスター掲示場	50
4 選挙運動費用の法定制限額	51

第3 選挙公報

選挙公報の掲載申請等	55
------------	----

第4 選挙公営

1 選挙公営の要点	65
2 選挙運動用自動車の使用料の公費負担	66
3 選挙運動用ビラの作成費の公費負担	87
4 選挙運動用ポスターの作成費の公費負担	97

第1 立候補の届出等

1 立候補の届出

届出日	令和8年3月3日（火）
届出時間	午前8時30分から午後5時まで 受付の順序は、受付会場に到着した順とします。ただし、受付開始時刻前に到着した者が2人以上あるときは、くじで受付順を定めます。
届出先	美浜町選挙管理委員会に届け出でください。 (当日の届出場所：役場3階 正庁)
届出方法	使者が届出に来ることはできますが、郵便による届出はできません。
届出書類	届出に必要な書類は、次のとおりです。 (1) 本人届出の場合 ① <u>候補者届出書（本人届出）</u> （様式1） ② 供託証明書 ③ <u>宣誓書</u> （様式3） ④ <u>所属党派（政治団体）証明書</u> （様式4）（ただし、無所属の場合は不要） ⑤ 候補者の戸籍の謄本又は抄本 ⑥ <u>通称認定申請書</u> （様式7）（ただし、通称を使用する場合のみ） (2) 推薦届出の場合 ① <u>候補者届出書（推薦届出）</u> （様式2） ② <u>候補者推薦届出承諾書</u> （様式5） ③ 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書 ※ <u>選挙人名簿登録証明書交付申請書</u> （様式6）により町選管に申請が必要。 ④ 供託証明書 ⑤ <u>宣誓書</u> （様式3） ⑥ <u>所属党派（政治団体）証明書</u> （様式4）（ただし、無所属の場合は不要） ⑦ 候補者の戸籍の謄本又は抄本 ⑧ <u>通称認定申請書</u> （様式7）（ただし、通称を使用する場合のみ） 立候補の届出の際には、必ず候補者届出書（本人届出）に押した印鑑（推薦届出の場合は、候補者届出書（推薦届出）に押した印鑑）をお持ちください。
印鑑の持参	

2 候補者届出書記載上の留意事項

記載の文字

候補者届出書は、楷書で正確に記載してください。

数字は、算用数字を使用してください。

候補者氏名

候補者の氏名は、戸籍簿に記載されている氏名を記載しなければなりません。ただし、次の場合には、戸籍簿に記載された氏名により記載したものとして取り扱われます。

1 対応する常用漢字等に更正する場合

戸籍簿に記載された氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表に掲げる通用字体又は人名用漢字別表に掲げる字体（以下併せて「通用字体」といいます。）と異なる字体によって記載されているものがあれば、その対応する通用字体又は通用字体に準じて整理した字体に更正して記載する氏名。

（例）榮→栄、廣→広、瀧→滝、辻→辻、澤→沢、櫻→桜、高→高

2 変体がなをひらがなに更正する場合

戸籍簿に記載された氏名が変体がなである場合に、これをひらがなに更正して記載する氏名。

（例）ゑ→え

3 旧かなづかいを現代かなづかいに更正する場合

戸籍簿に記載された氏名が旧かなづかいの文字である場合にこれを現代かなづかいに更正して記載する氏名。

（例）カナヘ→カナエ、きやう子→きょう子、けふ子→きょう子

戸籍謄本又は抄本に記載されたとおりに記入してください。

住所は「福井県」から書き、住民票の記載事項に沿って、番地まで正確に記入してください。

生年月日

年齢は、選挙期日（3月8日）における満年齢を記入してください。

所属党派（政治団体）証明書に係る政党（政治団体）名を記入してください。
無所属の方は、「無所属」と記入してください。

（注）候補者が2以上の政党その他の政治団体に所属するときは、いずれか

1の政党その他の政治団体の名称を記載するものとされています。

職業

職業は、なるべく具体的に記入し、兼職が禁止されている職にある者についてはその職名を、地方自治法第 92 条の 2 又は第 142 条に規定する請負関係にある者については、その旨を記載してください。

一のウェブサイト等のアドレス

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。

届出事項の異動

候補者届出書に記載した事項に異動を生じた場合には、直ちに選挙管理委員会に届け出してください。

(様式 1) 候補者届出書（本人届出）

(様式 2) 候補者届出書（推薦届出）

1 「候補者氏名」欄には、候補者の戸籍簿に記載された氏名を、楷書で明確に記載し、必ず「ふりがな」をつけること。

しかし、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表及び人名用漢字別表等に記載された文字を使用して届け出ることは差し支えないとされている。

なお、通称やかな書による立候補の届出は、一切認められない。もし、通称を使用したいときは、後で述べる通称認定の申請をし、認定を受けなければならない。

2 「本籍、住所」欄は、「福井県三方郡美浜町○○第〇〇号〇〇番地の〇〇」というように正確に記載すること。

3 「生年月日」欄のかっこ内には、選挙期日現在（3月8日）の満年齢を記載すること。

4 「党派」欄には、自己の所属する政党その他の政治団体の名称を記載するものであり、2 以上の政党等に所属するときは、いずれか1の政党等の名称（所属党派証明書（様式 4）に記載してある政党等の名称）を記載すること。

また、当該政党等の名称が字数20字を超える場合は、当該政党等の名称のほか、略称を「（略称）何々」と記載すること。

なお、いずれの政党等にも所属していない者及び政党等に所属していても所属党派証明書（様式 4）を有しない者は、「無所属」と記載すること。

単なる推薦又は支持団体の名称は、記載する必要はない。

5 「職業」欄は、なるべく詳細に記載すること。特に公職にある者は、単に「公務員」と書かずに、例えば民生委員にあっては「〇〇町民生委員」と記載すること。

又、公職選挙法第89条により兼職を禁止されている職及び地方自治法第92条に該当する職にある者についてはその職名を、地方自治法第92条の2により兼業を禁止されている職にある者についてはその旨を記載すること。

6 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用するウェブサイト等のアドレスを1つ記載すること。

7 様式下部枠外の日付欄は届出当日の日付を記入すること。

8 様式下部枠外の「推薦届出者」欄の「住所」欄は2の例により、「氏名」は1の例により記入するとともに、記載内容は添付する選挙人名簿登録証明書の記載と一致させること。

9 この届は、選挙期日の告示のあった日（3月3日）の午前8時30分から午後5時までの間に、郵便によることなく文書で必要な書類を添付して提出すること。

10 届出当日は、捺印した印鑑と同じ印鑑を持参すること。

(様式 17) 候補者辞退届出書

1 この届は、候補者が翻意して、候補者たることをやめる場合に提出するものである。

2 立候補の辞退可能な時期は、立候補の届出期間と同じである。

(様式 3) 宣誓書

- 宣誓書は、公職の候補者になろうとする者が、選挙権及び被選挙権があること、他の選挙に立候補していないこと並びに連座の適用による当該選挙区での立候補制限を科せられていないことを誓う旨の文書であり、本人の届出、推薦届出を問わず添付することが必要である。
なお、宣誓書に記載する氏名は、戸籍簿に記載された氏名である。
- 「住所」欄は、「福井県三方郡美浜町〇〇第〇〇号〇〇番地の〇〇」というように正確に記載すること。
- 候補者の印鑑は、候補者届出書、その他届出書類等に押印されるものと同じものを押印すること。

(様式 4) 所属党派証明書

- 所属党派証明書は、政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合だけ必要であって、「無所属」として立候補する場合は、添付する必要はない。
この所属党派証明書の発行権者は、各政党とも選挙の種類によって本部等で決められているので注意を要する。
- 「政党（政治団体）名」欄には、政党その他の政治団体の名称を正確に記入すること。

(様式 5) 候補者推薦届出承諾書

- 推薦届出をする場合のみ添付すること。
- 候補者推薦届出承諾書は、候補者が、推薦届出を承諾した旨の書面であり、宛名は推薦届出人が 2 人以上いる場合にはその全員宛にしなければならない。

(様式 6) 選挙人名簿登録証明書交付申請書

- 推薦届出をする場合にのみ申請すること。※事前審査日までに行う。
- 推薦届出人となるためには、選挙の行われる区域内の選挙人名簿に登録されていなければならぬ。選挙人名簿登録証明書は、その選挙人名簿に登録されている旨の証明書であり、推薦届出人が 2 人以上いる場合は、それぞれについて添付する必要がある。

受理番号	選挙長		審査		受付者
	受理日時	月 日 時 分	受付日時	月 日 時 分	

美浜町議会議員選挙候補者届出書（本人届出）

ふりがな 候補者	とうせんたろう 当選太郎	性別	男
本籍	○○県○○○○○○○○○○○○		
住所	○○県○○○○○○○○○○○○		
生年月日	(昭和・平成 00年0月0日 (満 00歳))		
党派	無所属	職業	農業
一のウェブサイト等のアドレス	https://tousen-taro.com		
選挙	令和8年3月8日執行美浜町議会議員選挙		
添付書類	① 供託証明書 3 所属党派証明書 ② 宣誓書 ④ 戸籍の謄本又は抄本 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">←該当するものに○をつけてください。</div>		

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和 8 年 3 月 3 日

氏名 当選太郎

美浜町議会議員選挙選挙長様

- 備考 1 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 2 法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 3 令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称) 何々」と記載しなければならない。
- 4 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならず、地方自治法第92条の2又は第142条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 5 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

受理番号	選挙長	審査	受付者	
	受理日時	月 日 時 分	受付日時	月 日 時 分

美浜町議会議員選挙候補者届出書（推薦届出）

ふりがな 候補者	とうせんたろう 当選太郎	性別	男
本籍	○○県○○○○○○○○○○○○		
住所	○○県○○○○○○○○○○○○		
生年月日	昭和・平成 00 年 0 月 0 日 (満 60 歳)		
党派	無所属	職業	農業
一のウェブサイト等のアドレス	https://tousen-taro.com		
選挙	令和 8 年 3 月 8 日執行美浜町議会議員選挙		
添付書類	① 候補者の承諾書 ② 選挙人名簿登録証明書 ③ 供託証明書 ④ 宣誓書 ⑤ 所属党派証明書 ⑥ 戸籍の謄本又は抄本 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">該当するものに○をつけてください。</div>		

上記のとおり推薦届出をします。

令和 8 年 3 月 3 日 推薦届出者 住所 ○○県○○○○○○○○

氏名 選挙次郎

昭和 00 年 0 月 0 日 生

推薦届出者 住所

氏名

年 月 日 生

美浜町議会議員選挙選挙長様

- 備考 1 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 2 法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 3 令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称) 何々」と記載しなければならない。
- 4 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならず、地方自治法第92条の2又は第142条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 5 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

[様式 2]

宣 誓 書

私は、令和 8 年 3 月 8 日執行の美浜町議会議員選挙の期日において公職選挙法第 9 条第 2 項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び同法第 86 条の 8（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第 1 項、第 87 条（重複立候補等の禁止）第 1 項、第 251 条の 2（統括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）又は第 251 条の 3（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により同選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 8 年 3 月 3 日

住 所 ○○県○○○○○○○○

氏 名 当選 太郎

候補者推薦届出承諾書

令和8年3月8日執行の美浜町議会議員選挙における候補者となることを承諾します。

令和 8 年 3 月 3 日

住 所 ○○県○○○○○○○○

氏 名 当選 太郎

推薦届出者 選 挙 次 郎 様

選挙人名簿登録証明書交付申請書

公職選挙法施行令第89条第2項第2号の規定に基づく選挙人名簿登録証明書の交付を受けたいので申請します。

令和 8 年 月 日

住 所 ○○県○○○○○○○○

氏 名 選挙 次郎

美浜町選挙管理委員会委員長 様

3 通称の認定

通称認定の申請

戸籍簿に記載された氏名以外の呼称を有しており、それが戸籍簿に記載された氏名の代わりに広く通用している場合には、選挙管理委員会の認定を受けたうえ、戸籍簿に記載された氏名に代えて、通称を使用することができます。

この場合には、立候補の届出と同時に、通称認定申請書（様式7）を提出してください。

立候補の届出後、別に通称認定申請書を提出されても、受理できませんので注意してください。

申請者

説明及び資料提示

説明及び資料提示 を要しない場合

通称が認定された 場合

通称認定の申請者は候補者に限られます。推薦届出の場合にも通称認定申請は候補者が行うことになります。

通称認定申請がありますと、その通称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして、広く通用しているかどうかを確認するため、説明をしていただきます。その際、そのことを証するに足りる資料の提出を求めますから、公の機関の発行した書類、送達された手紙又は葉書等の信書、著書等、その実績を示すものをお持ちください。

戸籍簿に記載された氏名を通常の読みに従って平仮名又は片仮名書きとする場合及び戸籍簿に記載された氏名が常用漢字表又は人名用漢字別表にない文字であるため、その読みに従って常用漢字又は人名用漢字に当てて使用する場合にも通称認定申請書を提出していただきますが、この場合には、説明及び資料の提示は不要です。

通称認定申請書を提出し、選挙管理委員会から認定書を交付された場合は、次の事項について、氏名を記載すべき箇所に通称が使用されることとなり、戸籍簿に記載された氏名の文字は使用されません。

- ・立候補届出等の告示
- ・新聞広告
- ・選挙公報
- ・投票記載所の氏名等の掲示

なお、通称認定がなされ、公に告示された後は撤回できなくなりますので注意してください。

(様式 7) 通称認定申請書

- 1 この様式は、候補者が戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）以外の呼称で、本名に代わるものとして広く一般に通用しているもの（通称）を「立候補届出等の告示」、「新聞広告」、「投票記載所内及び期日前投票記載所内の氏名等の掲示」、「選挙公報」に使用したい時に、立候補届出書に添付して、その認定を受けるためのものである。
なお、立候補届出書に添えず後で別途通称認定申請書を提出しても受理されないので注意を要する。
- 2 この申請書を提出するときは、あわせて当該呼称が戸籍上の氏名に代わるものとして広く通用していることを説明し、かつ、そのことを証するに足りうる資料（例えば、はがき、名刺、著書等）を提出しなければならない。
- 3 通称には、一般の通称のほか、戸籍名をかな書にする場合等も含まれることになっている。

通称認定申請書

ふ 候 り 補 が 者 とう 当 せん た ろう
候り補が者とう当選太郎

ふ 呼 り が な 称 とうせん た ろう
呼りがな称とうせんたろう

令和8年3月8日執行の美浜町議会議員選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和 8 年 3 月 3 日

住 所 ○○県○○○○○○○○

氏 名 当選 太郎

美浜町議会議員選挙 選挙長 様

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

4 選挙立会人の届出

選挙立会人の届出

候補者は、選挙会に立ち会わせるため、当該選挙の選挙権を有する者1人を、投票日の3日前、午後5時までに美浜町選挙管理委員会に選挙立会人となるべき者の届出書（様式22）により、本人の承諾書（届出書に含まれています。）を添えて届け出ることができます。

立会人の選定

立会人は次により選定されます。

- (1) 届出のあった立会人が10人を超えないとき

届出のあった者のいずれもが立会人になりますが、その中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときは、その3人以上の立会人についてくじを行い2人に限定することになります。

- (2) 届出のあった立会人が10人を超えるとき

届出のあった者についてくじを行い10人とします。更にその中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときは、その3人以上の立会人についてくじを行い2人に限定することになります。

（様式22）選挙立会人となるべき者の届出書・承諾書

- 1 候補者が選挙会（開票）の際の立会人を届け出る場合に提出すること。

（届出期限は、3月5日 午後5時まで）

- 2 この届出にあたっては、美浜町の選挙人名簿に登録された者1人を、本人の承諾を得て提出すること。

受理日時	令和 年 月 日 時 分
------	-----------------

令和 8 年 月 日

美浜町議会議員選挙 選挙長 様

候補者 当 選 太 郎

党 派 甲乙党

氏 名 当 選 太 郎

選挙立会人となるべき者の届出書

下記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

記

立会人となるべき者	住 所	〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	(連絡電話)	〇〇〇-(〇〇)-〇〇〇〇
	氏 名	応 援 花 子
	生 年 月 日	昭和〇 年 〇 月 〇 日 (満〇〇歳)

上記の選挙立会人となるべきことを承諾します。

立会人氏名 応 援 花 子

第2 選 拳 運 動

1 公営物品類の交付

公営物品類の交付

立候補の届出が受理された後、次の物品等を交付しますから、内容を確かめて受け取ってください。

種 別	数 量
1 選挙運動用自動車・船舶表示板	1
2 選挙運動用拡声機表示板	1
3 街頭演説用標旗	1
4 自動車・船舶の乗車（船）用腕章	4
5 街頭演説用腕章	11
6 候補者用通常葉書使用証明書	1
7 選挙運動用通常葉書差出票	8
8 新聞広告掲載証明書	2
9 選挙運動用の支出金額の制限額について（告示写）	1
10 ポスター掲示場一覧	1
11 候補者用たすき	1
12 白ばらリボン	1
13 明るい選挙啓発看板（事務所用）	1
14 選挙運動用ビラ証紙交付票	1
15 通称認定書（該当者のみ）	1

公営物品の再交付

公営物品を紛失したため、再交付を受けようとする場合には、再交付申請書（紛失の年月日、場所、理由、紛失届年月日等を記載したもの）により申請してください。

破損の場合は、破損した現物を添えて再交付申請書により申請してください。

（1）選挙運動用自動車・船舶表示板

この表示板は、主として選挙運動のために使用される自動車・船舶の前面の見やすい箇所に使用中常時掲示しておかなければなりません。

なお、選挙運動のために使用できる自動車は、乗車定員 10 人以下かつ車両総重量 3.5 トン未満のものに限られます。

このほか取締関係法令の規制を受けることに注意してください。

例えば、乗用自動車に看板を取り付けるときは、看板について公職選挙法による制限があるほか、道路交通法規定により、出発地の所轄警察署への制限外積載等許可申請書（様式24）の提出を必要とする場合もありますので、出発地の所轄警察署と相談してください。

(2) 選挙運動用拡声機表示板

この表示板は、主として選挙運動のために使用される拡声機の送話口（マイク）の下部等見やすい箇所に使用中常時掲示しておかなければなりません。

(3) 街頭演説用標旗

街頭演説の回数に制限はありませんが、街頭演説を行うときは、必ずこの標旗を演説中掲げておかなければなりません。

(4) 自動車・船舶の乗車（船）用腕章

選挙運動用自動車・船舶に乗る者は、必ずこの腕章を着けなければなりません。ただし、候補者、運転手（1人）は着ける必要はありません。

なお、この腕章は、街頭演説の際に着用する腕章としても使えます。

(5) 街頭演説用腕章

街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人を超えてはならず、しかもこれらの者は一定の腕章を着けていなければなりません。乗車（船）用腕章（4枚交付）をそのまま街頭演説用腕章として使用することができますので、街頭演説用腕章は11枚交付されます。街頭演説において選挙運動に従事する者は、このいずれかの腕章を着けなければなりません。

(6) 候補者用通常葉書使用証明書

(7) 選挙運動用通常葉書差出票

ア　　候補者用通常葉書使用証明書を選挙運動期間中に、敦賀郵便局に提示することで、候補者1人につき800枚まで通常葉書（選挙用の表示をしてある通常葉書）が無料で交付されます。

イ　　手持の私製葉書を用いる場合は、敦賀郵便局にこの証明書を提示して、選挙用の表示を受けなければなりません。ただし、この場合にも使用することのできる枚数は800枚に限られます。

また、これらの葉書は、敦賀郵便局において表示を受けることにより無料で郵送することができます。

- ウ 選挙用葉書を発送するときは、選挙運動用通常葉書差出票を添えて、敦賀郵便局の窓口に差し出さなければなりません。
- エ この差出票は、1枚で選挙用葉書の差出通数の累計が100通になるまで使用してください。100通を超えるときは、別の差出票を使用してください。
- オ 選挙用葉書に関しての詳細は、郵便局からの説明資料をご覧ください。

(8) 新聞広告掲載証明書

- ア この証明書は、2枚交付されますので掲載を希望する新聞社に提出すれば1枚につき1回、有料で新聞広告をすることができます。
- イ 掲載の手続は、掲載を希望する新聞社に広告原稿とともに証明書を提出して申し込んでください。
- ウ 広告スペースは、横9.6センチメートル、縦二段組以内で、広告の配置は記事下に限られており、色刷りは認められません。
- エ 広告は候補者でなければできません。その記載内容は自由で候補者の写真、政見等はもとより差し支えありませんが、スペースを考えて広告原稿を作成する必要があります。
- なお、通称が認定されている場合には、候補者の氏名は通称以外使用できませんので注意してください。

(様式 24) 制限外積載・設備外積載・荷台乗用許可申請書

道路交通法により、乗車又は積載のために設備された場所以外の場所に積載したり、各車両の種類ごとに定められている積載重量等を超えて積載した車両を運転することは制限されており、立札、看板等を乗用自動車に取り付ける際には、これらの制限に抵触する場合があるので、この様式によりその許可申請をすること。

※ 詳細については、敦賀警察署 交通課まで問い合わせること。

2 選挙運動に関する届出等

(1) 選挙事務所の届出

設 置 者	候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）に限られます。なお、推薦届出者が設置する場合は、候補者の承諾が必要です。
設 置 数	<u>設置数は1箇所</u> に限られます。
移 動	移動（廃止に伴う設置を含みます。）は、1日に1回しかできません。
設置届及び異動届	選挙事務所を設置したとき及びこれを異動したときは、直ちにその旨を <u>選挙事務所設置（異動）届</u> （様式8）により届け出してください。 設置届は、立候補届出と同時に提出してください。 なお、設置者が推薦届出者であるときは、候補者の <u>選挙事務所設置（異動）承諾書</u> （様式9）の添付が必要であり、推賛届出者が数人あるときは、更に <u>推薦届出代表者証明書</u> （様式12）の添付が必要です。
提 出 先 そ の 他	設置届は、美浜町選挙管理委員会あてに1通提出してください。 休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けるものであれば、選挙運動員、労務者の用に供すると選挙人のために設けるとを問わず、いつさい禁止されています。

※ 投票日当日には、投票所を設けた場所の入口から300メートル内（直線距離で測る。）の区域にある選挙事務所は、閉鎖するか、又は300メートル以外の区域に移転させなければなりません。いずれの場合も選挙事務所設置（異動）届（様式8）の提出が必要です。

あらかじめ、選挙事務所と近隣の投票所の位置を確認してください。

(様式 8) 選挙事務所設置（異動）届

(様式 9) 選挙事務所設置（異動）承諾書

- 1 選挙事務所を設置（異動）した時は、直ちに、設置者はこれらの様式により選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 2 **選挙事務所を設置し得る者は、候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）に限られる**が、設置した者によって提出すべき書類が異なる。
また、異動した場合も同様とされている。
 - (1) **候補者が設置（異動）した場合**
様式 8 (選挙事務所設置（異動）届)
 - (2) **推薦届出人が1人の場合で、その推薦届出人が設置（異動）した場合**
様式 8 (選挙事務所設置（異動）届)・様式 9 (選挙事務所設置（異動）承諾書)
 - (3) **推薦届出人が2人以上の場合で、その推薦届出人の代表者が設置（異動）した場合**
様式 8 (選挙事務所設置（異動）届)・様式 9 (選挙事務所設置（異動）承諾書)
様式 12 (推薦届出代表者証明書)
- 3 **投票日当日**には、**投票所を設けた場所の入口から300メートル以内の区域にある選挙事務所は、閉鎖**するか、又は**300メートル以外の区域に移転**させなければならない。この場合についても異動届が必要である。

(様式 12) 推薦届出代表者証明書

- 1 この様式は、**推薦届出人が2人以上あるとき**に、これら推薦人の代表者であることを証する書面である。
- 2 候補者推薦届（様式 2）には、推薦届出人が数人の場合はその全員を連記することとなっているが、これら推薦届出人が出納責任者を選任し、解任し、又は選挙事務所を設置（異動）する場合には、その代表者が届出をすることとされており、これらの届出にも添付を要するものである。

選挙事務所設置（異動）届

令和 8 年 3 月 3 日

美浜町選挙管理委員会委員長 様

候補者 当選 太郎
(推薦届出者)

令和 8 年 3 月 8 日執行の美浜町議会議員選挙における選挙事務所を下記のとおり設置（異動）しました。

1 選挙事務所の所在地	○○県○○○○○○○○○○○○
建物の名称	甲乙ビル 201 号
電話番号	000-000-0000
2 旧選挙事務所所在地	※
3 設置（異動）年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
4 候補者氏名	当選 太郎

（備考）

- 推薦届出者が設置（異動）した場合は、選挙事務所設置（異動）承諾書（様式 9）を添付すること。
- 推薦届出者が数人あるときは、推薦届出代表者証明書（様式 12）を添付すること。
- ※印欄は、異動のときだけ記入すること。

(2) 選挙運動用ビラの届出

届出	選挙運動用ビラは、候補者1人につき1,600枚の範囲内で頒布することができますが、頒布しようとするときは、あらかじめ <u>選挙運動用ビラ届出書</u> （様式20）に頒布しようとするビラの見本を添えて選挙管理委員会に届け出なければなりません。
頒布できるビラ	頒布できるビラは次のとおりです。 規格 <u>長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル以内</u> 法定記載事項 ... <u>ビラの表面には頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所</u> （印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名）を記載しなければなりません。
	証紙の貼付 美浜町選挙管理委員会から交付される証紙を見やすいところに貼付しなければなりません。証紙の交付を受けるときは、立候補届出が受理された時に交付される選挙運動用ビラ証紙交付票を美浜町選挙管理委員会に提出してください。
	記載内容 記載内容については制限がありませんが、 <u>虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは書くことができません。</u>
頒布方法	このビラの頒布方法は、 <u>新聞折込み</u> による頒布、 <u>選挙事務所内</u> における頒布、 <u>個人演説会の会場内</u> における頒布及び <u>街頭演説の場所</u> における頒布の方法に限られています。
費用の公営その他	(1) ビラの作成費用については、一定限度額の範囲内で公費負担する制度があります。 詳細については、選挙公営の項を参照してください。 (2) 交付を受けた証紙で使用しなかった分については、美浜町選挙管理委員会に返還してください

（様式20）選挙運動用ビラ届出書

この様式は、候補者が「選挙運動用ビラ」を使用する場合に届け出るものである。また、ビラには選挙管理委員会が交付する証紙を貼り付け、頒布できる方法、場所等も決められている。

選挙運動用ビラ届出書

令和 8 年 3 月 3 日

美浜町選挙管理委員会委員長 様

候補者 当選 太郎

令和 8 年 3 月 8 日執行の美浜町議会議員選挙において、別添の選挙運動用ビラを頒布したいから下記のとおり届けます。

記

枚数 ○,○○○ 枚

1,600 枚まで

(3) 個人演説会の開催申出（公営施設使用の場合）

個人演説会

個人演説会には、公営施設を使用して行うものと、それ以外の施設を使用して行うものとがあり、公営施設を使用して行う場合には一定の手続が必要です。

公営施設とは

公営施設使用の個人演説会とは、次の施設を使用して行うものをいいます。

- ① 学校及び公民館
- ② 地方公共団体の管理する公会堂
- ③ ①、②のほか、美浜町選挙管理委員会の指定する施設

申出手続

上記の施設を使用して個人演説会を開催しようとする候補者は、開催すべき日前2日午後5時までに、個人演説会開催申出書（様式23）により開催地の美浜町選挙管理委員会に申し出なければなりません。

回 数

選挙運動費用の範囲内で行う限り、何度でも開催できます。

使 用 料

施設の使用料は、候補者1人につき、同一施設ごとに1回に限り無料となります。

施設の使用時間等

公営施設を使用する個人演説会は、1回につき5時間以内という制限があります。

※ 公営施設以外の施設（個人の居宅、寺院、集会所等）を使用する場合には、当該施設の所有者や管理者と協議の上、使用してください。

この場合には、回数、1回当たり使用時間の制限はありません。

（様式 23）個人演説会開催申出書

この様式は、公職選挙法第161条に規定する公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合に、その開催をしようとする日前2日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

個人演説会公営施設及び施設使用の費用額等一覧表

施設の名称	使用の部 分	聴衆席 の面積 (m ²)	費 用 額 (円)		施 設 の 程 度					備 考
			昼	夜	演 唱	聴衆席	拡声器	時計	その他の	
美浜中学校	体育館	1,062			☆	☆	☆	☆	☆	☆
北西郷公民館	体育館	510			☆	☆	☆	☆	☆	☆
美浜西小学校	体育館	451			☆	☆	☆	☆	☆	☆
美浜中央小学校	体育館	660	美浜町立学校施設使用条例及び美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の定めによる					☆	☆	☆
耳公民館新庄分館	体育館	600			☆	☆	☆	☆	☆	☆
美浜東小学校	体育館	660			☆	☆	☆	☆	☆	☆
山東公民館菅浜分館	体育館	476			☆	☆	☆	☆	☆	☆
保健福祉センター	多目的ホール	496	(全面) 1時間当たり 1,500		☆	☆	☆	☆	☆	☆
総合運動公園体育館	競技場	1,758	美浜町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の定めによる					☆	☆	☆
生涯学習センターなびあす	ホール	946	美浜町生涯学習センターなびあすの設置及び管理条例及び美浜町生涯学習センターなびあすの設置及び管理に関する条例施行規則の定めによる					☆	☆	☆
コミニティーム1・2	ルーム	177			☆	☆	☆	☆	☆	☆
美浜町エネルギー環境教育体験館	体育館	415	美浜町エネルギー環境教育体験館の設置及び管理に関する条例の定めによる					☆	☆	☆
施設区分			9時 ~ 12時	13時 ~ 17時	18時 ~ 21時	9時 ~ 17時	13時 ~ 21時	超過1時間当たり		
文化会館	ホール	146	6,000	8,000	6,000	16,000	16,000	2,000	☆	☆
	会議室	78	2,700	3,600	2,700	7,200	7,200	900	☆	☆
小倉会館	会議室	44	1,500	2,000	1,500	4,000	4,000	500	☆	☆
	和室	40	1,500	2,000	1,500	4,000	4,000	500	☆	☆

受理日時	令和 年 月 日 時 分
------	-----------------

個人演説会開催申出書

令和 8 年 月 日

美浜町選挙管理委員会委員長 様

候補者 住 所 ○○県○○○○○○○○

氏 名 当 選 太 郎

令和 8 年 3 月 8 日執行の美浜町議会議員選挙につき、下記のとおり個人演説会を開催したいので申し出ます。

開 催 日 時	○月 ○日 (○曜日) ○時○○分から ○時○○分まで
使用する施設の名称	保健福祉センター
当該選挙において、既にこの施設を使用した日時	○月 ○日 (○曜日) ○時○○分から ○時○○分まで
事 務 担 当 者	氏 名 事務 三郎 連絡先 000-0000-0000

(4) 出納責任者の届出

選 任 者

選 任 の 届 出

出納責任者を選任するのは、候補者又は推薦届出者です。

出納責任者を選任したときは、選任者（自ら出納責任者となった者を含みます。）は、出納責任者選任届（様式 10）によって直ちに美浜町選挙管理委員会に届け出なければなりません。

推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、届出書に候補者による出納責任者選任承諾書（様式 11）を添付してください。推薦届出者が数人あるときは、更に推薦届出代表者証明書（様式 12）を添付してください。

なお、出納責任者の選任に際し、出納責任者の選任者（自ら出納責任者となった者は除きます。）は、文書で出納責任者の支出できる最高金額を定め、出納責任者とともにこれに署名押印しなければなりません。（最高支出額署名書（様式 21））※選挙管理委員会への提出は不要です。

異 動 届

出納責任者に異動があったときは、出納責任者の選任者は直ちに出納責任者異動届（様式 13）を美浜町選挙管理委員会に提出しなければなりません。解任又は辞任による異動の場合には、解任又は辞任の通知のあったことを証明する書面を、また、推薦届出者が解任した場合には、候補者による出納責任者解任承諾書（様式 14）を添付しなければなりません。

出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者がその職務を代行します。この場合には、出納責任者職務代行届（様式 15）を提出しなければなりません。職務代行をやめたときも出納責任者職務代行届（様式 15）により届け出なければなりません。

出 納 責 任 者 の 職 務
代 行

郵 便 に よ る 届 出

出納責任者に関する上記の諸届出書類を郵送する場合は、引受時刻証明の取扱いでこれを日本郵便株式会社に託したときに届出があったものとみなされます。

提 出 先
そ の 他

美浜町選挙管理委員会

出納責任者は、出納責任者の選任届が、美浜町選挙管理委員会に提出された後でなければ、選挙運動のための支出又は寄附の受領は一切できません。
※候補者となるものが、立候補の届出前に寄附を受けても差支えありません。

(様式 10) 出納責任者選任届

1 立候補の届出をした者は、出納責任者（選挙運動に関する収入・支出の責任者）1人を選任し、直ちにこの選任届を選挙管理委員会に提出しなければならない。

出納責任者に関する届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず、候補者のために寄附を受け、又は支出することができない。それに違反した場合は処罰されるので注意を要する。

2 選任の方法及び届出書類

(1) **候補者が自ら出納責任者となった場合 又は候補者が他の人を選任した場合**

様式 10（出納責任者選任届）

(2) **推薦届出者が1人の場合で、推薦届出者が自ら出納責任者となった場合
又は推薦届出者が他の人を選任した場合**

様式 10（出納責任者選任届）・様式 11（出納責任者選任承諾書）

(3) **推薦届出者が2人以上の場合で、推薦届出者の代表者が自ら出納責任者となった場合
又は推薦届出者の代表者が他の人を選任した場合**

様式 10（出納責任者選任届）・様式 11（出納責任者選任承諾書）

様式 12（推薦届出代表者証明書）

(様式 13) 出納責任者異動届

1 この様式は、出納責任者に異動（解任、辞任、死亡等）があった場合における届出のための書類である。

2 異動の理由及び届出書類

(1) **死亡等により後任者を選任した場合**

様式 13（出納責任者異動届）、その他前記「2 選任の方法及び届出書類」の例による。

(2) **前任者の解任又は辞任により後任者を選任した場合**

様式 13（出納責任者異動届）、解任又は辞任の通知の写、その他前記「2 選任の方法及び届出書類」の例による。

(様式 11) 出納責任者選任承諾書

(様式 14) 出納責任者解任承諾書

この様式は、推薦届出の場合にのみ使用する書類である。

(様式 15) 出納責任者職務代行届

出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、自己回復又は新たな出納責任者の選任までの間、その職務を代行する者を次のとおりおくこととなる。

この場合、職務代行を始めたとき、これが終了したときに、それぞれ様式 15（出納責任者職務代行届）により届け出るものである。

- (1) 候補者が出納責任者を選任していた場合及び推薦届出者が自ら出納責任者となっていた場合は、候補者がその職務を代行する。
- (2) 推薦届出者が出納責任者を選任していた場合は、当該推薦届出者がその職務を代行する。
なお、この場合において、当該推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、候補者がその職務を代行する。

(様式 21) 最高支出額署名書

出納責任者の選任者（候補者又は推薦届出者）は、自らが出納責任者となった場合を除き、文書にて出納責任者の支出できる額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名押印しなければならないこととされている。

この様式は、選挙管理委員会への提出は不要であり、候補者側で保管しておくものである。

出 納 責 任 者 選 任 届

令和 8 年 月 日

美浜町選挙管理委員会委員長 様

候補者 ○○県○○○○○○○○
(推薦届出者) 当選 太郎

令和 8 年 3 月 8 日執行の美浜町議会議員選挙の出納責任者を下記のとおり選任しました。

記

1 候補者氏名 当選 太郎

2 出納責任者

(1) 氏名 甲野 三郎

(2) 住所 ○○県○○○○○○○○

(3) 職業 農業

(4) 生年月日 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

(5) 連絡先 000-000-0000

3 選任年月日 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 ← 立候補届出日以降の日付
が入ります

推薦届出のみ

出 納 責 任 者 選 任 承 諾 書

令和 8 年 月 日

推薦届出者 選 挙 次 郎 様

美浜町議会議員選挙

候補者 当 選 太 郎

令和 8 年 3 月 8 日執行の美浜町議会議員選挙において

甲 野 三 郎 を出納責任者として選任することを承諾します。

(5) 収支報告書の提出等

収支報告書の提出

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した 収支報告書 (様式 51) を、選挙終了後、美浜町選挙管理委員会に提出しなければなりません。

なお、収支報告書の記載については、記載例及び「選挙運動費用収支報告書の記載方法」を参考にしてください。

収支報告書には、支出の金額、年月日、支出の目的を記載した領収書の写し又はその他の支出を証すべき書面の写しを添付することが必要です。

なお、領収書その他の支出を証すべき書面をとり難い事情があったときは、領収書等を徵し難い事情があった支出の明細書 (様式 52) を添付することが必要です。

また、金融機関への振込みにより支出した場合には、領収書等を徵し難い事情があった支出の明細書 (様式 52) に代えて、振込明細書に係る支出目的書 (様式 53) と振込明細書の写しを併せて提出してください。

ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合には、振込明細書に係る支出目的書 (様式 53) を添付する必要はありません。

美浜町選挙管理委員会へ提出してください。

提出期限は次のとおりです。

- ① 告示日前から選挙期日後の間になされた収支については、これを併せて精算し、3月 23 日（月）の午後 5 時までに提出してください。
- ② ①の提出後の収支については、その収支があった日から 7 日以内に提出してください。

美浜町選挙管理委員会は、収支報告書の要旨を公表します。

収支報告書は、美浜町選挙管理委員会が受理した日から 3 年間保存され、閲覧に供されます。

出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書面を収支報告書提出の日から 3 年間保存してください。

収支報告書の公表

帳簿・書類等の保存

選挙運動費用収支報告書の記載方法

1 一般的事項

明確に記載してください。

2 収入の部

- (1) 一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を欄に記載し、この場合には、寄附者数等の件数を備考欄に記載してください。

なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載して差し支えありません。

- (2) 「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記してください。その他の収入とは、自己資金、借入金等の寄附金以外の収入をいいます。

- (3) 精算届出後の報告書にあっては、前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。

- (4) 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載してください。

- (5) 「寄附をした者」欄は、個人名又は政党その他の政治団体名を記載しますが、この場合、個人、政治団体の区別を明確にしてください。

なお、政治資金規正法により企業、労働組合等の団体（業界団体、親ぼく団体など法人格のいかんを問わず政治団体以外の団体をいいます。）は、候補者に対する寄附は禁止されています。

- (6) 「職業」欄には、個人寄附の場合にのみ職業名を記載し、政治団体寄附の場合には記載しないでください。

なお、無職の場合は、無職と記載してください。

3 支出の部

- (1) 「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。

- (2) 精算届出後の報告書にあっては、前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。

- (3) 次の費用ごとに記載し、各費目ごとに小計を記載してください。

人件費 家屋費〔選挙事務所費 集合会場費等〕 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費
食糧費 休泊費 雑費

(4) 選挙運動費用に算入されないもの

- ア 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- イ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- ウ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
- エ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- カ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出（借上料、ガソリン代、オイル代、運転手の雇料等）

なお、選挙運動用自動車等に備え付けるスピーカー借上代は、選挙運動費用に算入してください。

4 選挙運動費用の公費負担に係る記載

(1) 支出の部

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費については、公費負担によって全部又は一部を実際には支出していない場合でも、当該経費の全額を支出の部に計上してください。更に、単価、枚数及び金額を、「支出のうち公費負担相当額」欄に併せて記載してください。

(2) 収入の部

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費の公費負担相当額は、収入の部には計上しませんが、「参考」欄に、その額を記載してください。

5 事例

- (1) 労務の無償提供は、寄附に算入するとともに、人件費にも算入してください。
- (2) 選挙事務所に電話を架設するために要した費用は、選挙事務所費に算入し、電話の借上料は通信費に算入してください。
- (3) 選挙事務所の無償提供は、寄附に算入するとともに、選挙事務所費にも算入してください。
- (4) 政党が候補者に交付する公認料は、寄附に算入してください。
- (5) 供託金は選挙運動費用に算入されません。
- (6) 選挙運動用葉書については、印刷費等は選挙運動費用に算入してください。（私製葉書を使用する場合は、紙代も含みます。）
- (7) 選挙運動のために要したインターネット通信費等は、選挙運動費用に算入してください。

選舉運動費用收支報告書

1. 令和 8 年 3 月 8 日 執行 美浜町議会議員選挙
 2. 公職の候補者 住 所 福井県三方郡美浜町〇〇第〇〇号〇〇番地の〇
氏 名 (戸籍上の氏名を記載)
 3. 令和 8 年 2 月 10 日 から (第 1 回分)
令和 8 年 3 月 12 日 まで
 4. 収入の部

4. 収入の部

参考 公費負担相当額 356,915円 (内訳)ポスター作成費 348,515円、ビラ作成費 8,380円 ※実際の額を記入

備 考

1. 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
 2. 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
 3. 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書又はビラ若しくはポスターの作成に係るもの）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
 4. 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
 5. 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
 6. 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及びその年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
 7. 「種別」欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
 8. 前各号に定めるもの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

5. 支出の部

月 日	金額又は 見積額(円)	区分 立候補準備 選挙運動	支出の 内容	支出を受けた者			金銭以外の 支出の 見積の根拠	備 考
				労務等の無償提供については、 「人夫費」と記入すること	る 地	氏名又は団体名		
1. 人件費								
○月○日	20.000	選挙運動	人夫費	美浜町○○ ○号○番地	甲山一郎	無職	無償労務従事 ○月○日～○月○ 日 2日間	
○月○日	20.000	選挙運動	人夫費	美浜町○○ ○号○番地	乙田五郎	農業	無償車上運動員 ○月○日～○月○ 日 2日間	
○月○日	50.000	選挙運動	報酬	美浜町○○ ○号○番地	乙川二郎	会社員	事務員 ○月○日～○月○ 日 5日間	
○月○日	30.000	選挙運動	報酬	美浜町○○ ○号○番地	丙山六郎	農業	車上運動員 ○月○日～○月○ 日 3日間	
人件費計	120.000							
2. 家屋費								
(イ)選挙事務所費								
○月○日	392.000	選挙運動	選挙事務所借上料	美浜町○○ ○号○番地	○○不動産	不動産		
○月○日	10.000	立候補準備	パソコン設置費用	美浜町○○ ○号○番地	○○通信	通信業		
(ロ)集会会場費								
○月○日	5.000	選挙運動	会場費	美浜町○○ ○号○番地	○○集会所	○○区		
家屋費計	407.000							
3. 通信費								
○月○日	10.000	選挙運動	FAX使用料	美浜町○○ ○号○番地	○○電話会社	通信業		
○月○日	4.000	選挙運動	インターネット通信料	美浜町○○ ○号○番地	○○通信	通信業		
通信費計	14.000							
4. 交通費								
○月○日	300	選挙運動	電車賃	美浜町○○ ○号○番地	○○駅			
○月○日	500	選挙運動	電車賃	美浜町○○ ○号○番地	●●駅			
交通費計	800							
5. 印刷費								
○月○日	400.000	立候補準備	ポスター印刷	美浜町○○ ○号○番地	○○印刷	印刷業		
○月○日	15.000	立候補準備	葉書印刷	美浜町○○ ○号○番地	●●印刷	印刷業		
○月○日	30.000	立候補準備	ビラ印刷	美浜町○○ ○号○番地	△△印刷	印刷業		
印刷費計	445.000							
6. 広告費								
○月○日	20.000	立候補準備	事務所看板代	美浜町○○ ○号○番地	○×工芸社	看板業		
○月○日	100.000	立候補準備	ホームページ作成費	美浜町○○ ○号○番地	○○通信	通信業		
広告費計	120.000							
7. 文具費								
○月○日	10.000	選挙運動	紙代	美浜町○○ ○号○番地	○○事務	事務機器 販売業		
○月○日	4.000	選挙運動	事務用品代	美浜町○○ ○号○番地	○○店	事務機器 販売業		
文具費計	14.000							

月 日	金額又は 見積額(円)	区分 立候補準備 選挙運動	支出の 目的	支 出 を 受 け た 者			金錢以外の 支 出 の 見積の根拠	備 考
				住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏名又は団体名	職 業		
8. 食糧費								
〇月〇日	30.000	選挙運動	弁当代30人	美浜町〇〇 〇号〇番地	〇〇食堂	飲食業		
〇月〇日	20.000	選挙運動	弁当代20人	美浜町〇〇 〇号〇番地	ドライフィン〇〇	飲食業		
食糧費計	50.000							
9. 休泊費								
〇月〇日	36.000	選挙運動	宿泊代3人分	美浜町〇〇 〇号〇番地	ホテル〇×	ホテル		
休泊費計	36.000							
10. 雜費								
〇月〇日	8.000	選挙運動	電気代	美浜町〇〇 〇号〇番地	〇〇電力	電力会社		
〇月〇日	5.000	選挙運動	ガス代	美浜町〇〇 〇号〇番地	〇〇ガス	ガス会社		
〇月〇日	1.000	選挙運動	銀行振込手数料	美浜町〇〇 〇号〇番地	〇〇ガス	ガス会社		
雑費計	14.000							
計	立候補準備のための支出	575.000						
	選挙運動のための支出	645.800						
	計	1,220.800						
前回計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計	0						
総額	立候補準備のための支出	575.000						
	選挙運動のための支出	645.800						
	総 計	1,220.800						
支出のうち公費負担相当額	項目			単価(A)	枚数(B)		金額((A)×(B)=(C))	
	ピラの作成			8.38 円	1.000 枚		8.380 円	
	ポスターの作成			6.337 円	55 枚		348.535 円	
	計						356.915 円	

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、眞実に相違ありません。

令和 8 年 3 月 18 日

出 納 責 任 者 住 所 福井県三方郡美浜町〇〇第〇〇号〇〇番地の〇
氏 名 ● ● ● ●

備 考

- 支出の部中「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- この帳簿の各科目には、(1)人件費、(2)家屋費〔(イ)選挙事務所費、(ロ)集合会場費等〕、(3)通信費、(4)交通費、(5)印刷費、(6)広告費、(7)文具費、(8)食糧費、(9)休泊費、(10)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金錢以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金額又は見積額」の欄に時価に見積もった金額を記載し、「金錢以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋賃等)、員数等を記載するものとする。
- 支出の中金錢、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。

領収書等を徵し難い事情があつた支出の明細書

支出の年月日	支 出 の 金 額 (円)	区分 立候補準備 選挙運動	支 出 の 目 的
1. 人件費			領収書その他の支出を証すべき書面を 徵し難かった事情
〇月〇日	20,000	選挙運動	人夫費
〇月〇日	20,000	選挙運動	人夫費
4. 交通費			
〇月〇日	300	選挙運動	電車賃
〇月〇日	500	選挙運動	電車賃
10. 雑費			
〇月〇日	1,000	選挙運動	銀行振込手数料
			領収書を発行しないため

1. 令和 8 年 3 月 8 日 執 行 美浜町議会議員選挙
2. 公職の候補者 氏名 ○○○○
3. 出納責任者 氏名 ●●●●

備 考

1. 「区分」の欄には、立候補準備のため必要とした費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
2. 「支出の目的」の欄は、公職選挙法施行規則別記第三十号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 費 目	支 出 の 目 的
10.雑費	ガス代

1. 令和 8 年 3 月 8 日 執 行 美浜町議会議員選挙

2. 公 職 の 候 補 者 氏 名 ○○ ○○

3. 出 納 責 任 者 氏 名 ●● ●●

備 考

- 「支出の費目」欄は、公職選挙法施行規則別記第三十号様式支出簿の備考中3の例により記載するものとする。
- 「支出の目的」欄は、公職選挙法施行規則別記第三十号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。
- 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

(6) 事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者の届出

届出 候補者は、立候補の届出をした日（3月3日）から選挙の期日の前日（3月7日）までの間に、選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車上における選挙運動のために使用する者（車上運動員）、専ら手話通訳のために使用する者（手話通訳者）及び専ら要約筆記のために使用する者（要約筆記者）に対し、報酬を支給しようとするときは、届出書（様式16）に所要の事項を記載のうえ、あらかじめ選挙管理委員会に届け出してください。この届出をしないと報酬を支給することはできません。

なお、届出書に必要事項を記載する場合は、「使用する期間」欄に「何月何日から何月何日まで」と具体的に記載し、また、すでに届け出た者につきその使用する期間中にその者に代えて異なる者を届け出る場合は、届出に係る者の氏名等を記載した部分の備考欄に次のように記載してください。

氏名	住所	年齢	性別	使用する者別	使用する期間	備考
甲野乙郎	○○市○○町 ○○番地	○歳	男	○○○○	何月何日から 何月何日まで	何月何日に 届け出た何 某と何月何 日から交代

提出先 美浜町選挙管理委員会

実費弁償及び報酬の額

支給できる実費弁償及び報酬の額は、別表に掲げる額の範囲内とされています。

なお、実費弁償はあくまでも実費として支出されたものに対して弁償されるものであり、したがって、例えば700円の食事をした選挙運動に従事する者に対して1,000円を実費弁償として支給することはできません。

(別表)

区分	選挙運動に従事する者（1人当たり）					※4 選挙運動のために 使用する労務者 (1人当たり)	
	※1 一般の選挙 運動員	※2 選挙運動の ために使用 する事務員	専ら車上に おける選挙 運動のため に使用する 者	専ら手話通 訳のために 使用する者	専ら要約筆 記のために 使用する者		
実費 弁償 の額	鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額					
	車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除きます。）について、路程に応じた実費額					
	船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額					
	航空賃	航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額					
	宿泊料	1夜につき 23,000 円（食事料 2 食分を含みます。）				1夜につき 20,000 円 (食事料を含みま せん。)	
	弁当料	1食につき 1,500 円（1日につき 4,500 円）				支給できません。	
	茶菓料	1日につき 1,000 円				支給できません。	
報酬の額	報酬を支給 することは できません。	1人1日に つき 15,000 円 以内	1人1日に つき 20,000 円 以内	1人1日に つき 20,000 円 以内	1人1日に つき 20,000 円 以内	基本日額 10,000 円以内 超過勤務手当 1日につき5,000円以内 日額の 5 割以内	
備考	—	<p>候補者 1 人についての 1 日当たりの報酬を支給する ことができる者の人数は、7 人以内です。</p> <p>なお、期間を通じて上記の人数の 5 倍(35 人)を超 えない範囲で異なる者を届け出て報酬を支給するこ とができます。</p>				基本日額とは日 当の意味であり、 10,000 円というの は、8 時間の労働 に対して支給する ものです。	

※1 「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動のために雇い入れられた者で、選挙運動に関する事務に従事する者をいい、街頭演説等選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれません。

また、使用する者と使用される者という関係にあることが必要であって、親族、友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。

※2 「専ら車上における選挙運動のために使用する者」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者をいいます。

※3 「専ら要約筆記のために使用する者」とは、ウェブサイト等を利用する選挙運動のために使用する文書図画の掲示や、演説会場内において、候補者の発言をプロジェクトなどに表示して伝えるために使用される者をいいます。

※4 「選挙運動のために使用する労務者」とは、選挙運動を行うことなく、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行われる単純な機械的労務（例えば、葉書の宛名書及び発送、自動車の運転、ポスター貼り等）で、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者をいいます。

(様式 16) 届出書（報酬を支給することができる者）

1 この様式は、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員（いわゆるウグイス嬢等）、手話通訳者及び要約筆記者に対し、旅費、弁当料等の実費弁償のほかに報酬を支給しようとする場合に提出すること。

2 この届出は、あらかじめ届け出なければならず、報酬等を支給後に届出をしたり、無届で報酬等を支給した場合は、買収の推定を受けることになるので注意を要する。

3 町議会議員選挙では1日7人以内で、候補者の届出のあった日から選挙期日の前日までの間に限り、この届出をすることができる。

なお、異なる者を届け出ができるのは、町議会議員選挙では35人までである。

4 記載欄が足りない場合には、適当な紙に記載して添付すること。

届出書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和 8 年 3 月 3 日

美浜町議会議員選挙

候補者氏名 当選 太郎

美浜町選挙管理委員会委員長 様

記

備考 1 「使用者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあっては「要約筆記者」と記載するものとする。

2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を

2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

3 ポスター掲示場

ポスターの掲示

選挙運動用ポスターは、美浜町選挙管理委員会が設置したポスター掲示場（以下「ポスター掲示場」といいます。）にのみ掲示することができます。

ポスター掲示場は、町内 55 箇所に設置します。

ポスター掲示場には、立候補の届出が済んでから、次のポスター 1 枚を直接掲示することができます。

規格……………長さ 42cm、幅 40cm 以内

法定記載事項………ポスターの表面には、氏名及び住所（印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名）を記載しなければなりません。

記載内容……………令和 7 年の法改正により、以下の規定が設けられました。

①表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない

②ポスターとしての品位を損なう内容（名誉棄損、商品広告等）を記載してはならない

虚偽事項、利害誘導、商品広告等の罰則に触れるようなことは書くことができません。

掲示できる日

選挙の期日の告示日（3 月 3 日）から

掲示箇所

ポスター掲示場には一辺 45 センチメートルの正方形の区画が設けてあり、区画の中には算用数字で掲示場の左から上段、下段の順に一連番号が記載しています。

ポスターを掲示できるのは、当該候補者の立候補届出受付番号と同じ番号の区画です。例えば、立候補届出受付番号 3 番の候補者は、ポスター掲示場の「3」と表示してある区画に掲示することになります。

風等により容易にはがれないように、両面テープ等でしっかり貼ってください。

ポスターの掲示は候補者が行い、ポスターが汚損した場合等の処置も、候補者が行ってください。

なお、汚損した場合等には、再掲示することができますが、選挙期日にはできませんので注意してください。

その他の

選挙運動用ポスターの作成費用については、一定限度額の範囲内で公費負担する制度があります。詳細については別記選挙運動用ポスター作成費の公費負担の項を参照してください。

4 選挙運動費用の法定制限額

法定制限額

公職選挙法は、選挙運動に関する支出（選挙運動費用）の最高額（法定制限額）を定め、その範囲内でなければ、選挙運動費用の支出ができないものとし、それを超えて支出すれば出納責任者に罰則を科するとともに、連座によって候補者であった者に対し当選無効及び5年間の立候補制限というような制裁を課すこととしています。

選挙運動に関する選挙運動費用の最高額は、次の式により計算され、美浜町選挙管理委員会が告示します。

〔町議会議員選挙の場合〕

$$\text{法定制限額} = \frac{\text{告示日における選挙人名簿登録者数}}{\text{議員定数}} \times 1,120 \text{ 円} + 90 \text{ 万円}$$

※いずれも100円未満の端数は100円とします。

第3 選 擧 公 報

選挙公報の掲載申請等

美浜町選挙公報の発行に関する条例及び美浜町選挙公報の発行に関する規程の定めるところにより、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を発行します。
掲載を受けようとする候補者は、次のことに御留意願います。

1 掲載文の申請

(1) 掲載の申請は、選挙期日の告示日（3月3日）の午前8時30分から午後5時までの間に、美浜町選挙管理委員会に提出することとなっています。

しかしながら、選挙公報の印刷から配布までの日数が短いため、立候補届出書類の事前審査の際にご提出いただき、内容を確認の上お預かりさせていただきます。

立候補届出書類の事前審査

日 時：令和8年2月18日（水）午前9時～午後4時（予備日：2月19日、20日）
場 所：美浜町役場2階 201会議室 ほか

(2) 提出書類

- ① 選挙公報掲載申請書（様式18） … 1部
- ② 選挙公報掲載文原稿 … 1部

※原稿用紙には、絶対に折り目やシミ等をつけないよう注意してください。

- ③ 候補者の写真 … 1枚
 - ア 立候補届出の日前6か月以内に撮影した、無帽、正面向き、上半身及び無背景でモノクロのものとしてください。
 - イ 手札型（概ね縦10cm、横7cm）の大きさとしてください。
 - ウ 裏面に候補者の氏名を記載してください。
 - エ 原稿用紙に貼り付けずに提出してください。

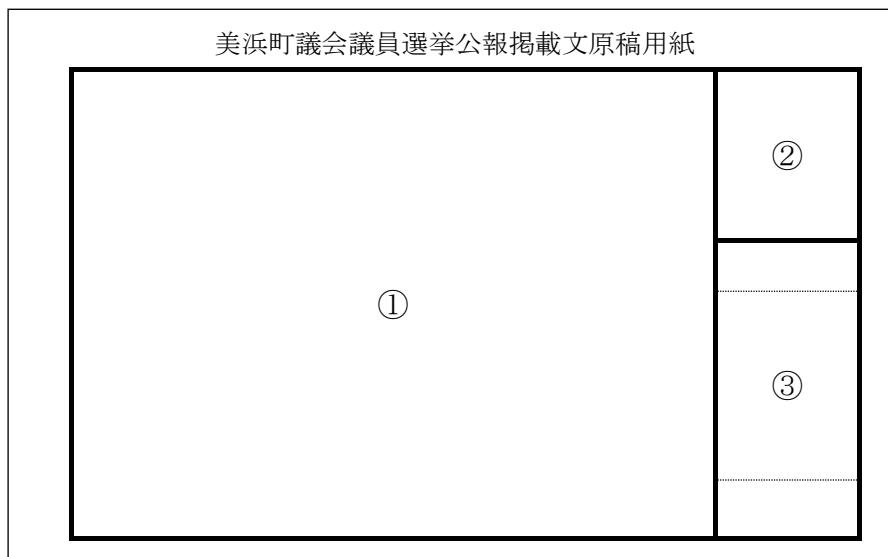
※掲載文原稿及び写真については、電子データによる提出も可能です。

詳細は「3 電子データによる掲載文及び写真の提出方法」の頁をご覧ください。

なお、提出された原稿等は、事由のいかんを問わずお返しできません。

2 掲載文の記載方法

- (1) 原稿用紙は、美浜町選挙管理委員会の交付するものを使用しなければなりません。
(原稿用紙は、紙のものを2枚、電子データをCD-Rに格納したものを1枚交付します。)
- (2) 原稿用紙は大きく分けて、次の3つに区分されます。



① 本文記載欄

- ア 文字の大きさ、配置等は、マス目にこだわる必要はありません。
- イ 外枠（図上太線）内からはみ出すことはできません。（はみ出した部分は、掲載されません。）
- ウ 他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等選挙公報としての品位を損なう内容を記載することはできません。

② 写真掲載欄

写真の他は、文字等を一切記載することはできません。

③ 政党名、氏名、年齢記載欄

- ア 政党名、氏名、年齢を記入する欄は、原稿用紙上はそれぞれ区分されていますが、二の3枠を併せた枠内に必要事項（政党名、氏名、年齢）が記載されていれば、その大きさ、配置については自由です。（次頁 例参考）
- イ 氏名には、ふりがなを付すことも自由です。
- ウ 氏名欄に記載する候補者の氏名は、必ず戸籍簿に記載された氏名（通称使用認定を受けているときは、その通称）を記載しなければなりません。
- エ 年齢は、選挙期日（3月8日）現在の満年齢を記載してください。

(例)

<p>【規程第4条第2項】 氏名欄には、<u>記号及び符号の類並びに図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録する</u>ことができない。</p>	<table border="1"><tr><td>写真</td></tr><tr><td>政党 無</td></tr><tr><td>氏名 所属</td></tr><tr><td>美浜 みはま</td></tr><tr><td>太郎 たろう</td></tr><tr><td>五</td></tr><tr><td>十</td></tr><tr><td>歳</td></tr></table>	写真	政党 無	氏名 所属	美浜 みはま	太郎 たろう	五	十	歳	<table border="1"><tr><td>写真</td></tr><tr><td>政党 無 所属</td></tr><tr><td>氏名 美浜</td></tr><tr><td>太郎</td></tr><tr><td>年齢 50 歳</td></tr></table>	写真	政党 無 所属	氏名 美浜	太郎	年齢 50 歳
写真															
政党 無															
氏名 所属															
美浜 みはま															
太郎 たろう															
五															
十															
歳															
写真															
政党 無 所属															
氏名 美浜															
太郎															
年齢 50 歳															

(3) 使用文字等

掲載文は、通常使用する文字、記号及び符号の類並びに図、イラストレーション及びこれらの類をもって無彩色（黒色）により記載し、又は記録しなければなりません。

(4) 制限

掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録しようとする場合においては、これらが占める面積の合計は、本文記載欄の概ね2分の1を超えて記載し、又は記録することはできません。

(5) 掲載文の貼り付け

掲載文の作成にあたっては、掲載文を他の用紙に記載又は印刷し、それを原稿用紙の記載欄内に貼り付けても差し支えありません。（この場合、しわにならないよう、また、はがれないよう貼り付けてください。）

(6) 電子データでの作成

電子データで作成した掲載文を電子データのまま提出することもできます。基本的な記載内容や方法は変りませんが、データの作成方法等については、次頁のとおりとしてください。

(7) 掲載文の訂正等

条例若しくは規程に違反した掲載文の申請があったとき又は掲載文に記載された文字等が著しく小さいこと等により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、当該掲載文又は文字の訂正を求めることがあります。なお、求めに応じないときは、委員会において必要な訂正を行うことがあります。

3 電子データによる掲載文及び写真の提出方法

(1) 掲載文の形式等

- ① 掲載文は、Adobe Illustrator の CS 4 以降を用いて作成いただき、電子データの形式は、PDF/X1a (アウトライン化された PDF ファイル)とします。なお、作成時のカラー モードは、CMYK モードで、K (スミ) としてください。
※ Word、Excel、PowerPoint での提出はできません。
- ② 画像解像度は、グレースケール 350dpi、2 階調 1200dpi を推奨します。
- ③ 町選挙管理委員会から交付した原稿用紙データを使用して作成してください。
※ 枠外に、不要なデータを作成しないでください。

(2) 写真の形式等

- ① 写真のデータは、JPEG 形式のファイルとします。
- ② 画像解像度は、グレースケール 350dpi、2 階調 1200dpi を推奨します。
- ③ 掲載分データには貼り付けず、単体データのみご提出ください。

(3) データのファイル名

- ① 掲載文 「選挙名_氏名_選挙公報原稿. PDF」
【例】美浜町議会議員選挙_当選太郎_選挙公報原稿. pdf
- ② 写真 「選挙名_氏名_選挙公報写真. jpg」
【例】美浜町議会議員選挙_当選太郎_選挙公報写真. jpg

※掲載文又は写真のデータを修正する場合は、ファイル名の最後に「(○月○日修正)」と記入してください。

(4) 提出物

- ① 選挙公報掲載申請書 (様式 18) .. 1 部 ※紙での提出
- ② 選挙公報掲載文及び候補者の写真を記録した C D - R .. 1 枚
※ C D - R の表面に、候補者の氏名を記載してください。
※ 記録媒体は、印刷業者に渡すためお返しできません。
- ③ ②の掲載文データを原寸大で印刷したもの .. 1 部
- ④ ②の写真データを概ね縦 10cm、横 7cm で印刷したもの .. 1 部

4 掲載文の修正又は撤回

(1) 既に提出した掲載文（写真）を修正（取換え）又は撤回しようとするときは、3月3日午後5時までにその申請をしなければなりません。同日時後においては、申請することはできません。

(2) 提出書類

① 選挙公報掲載文（掲載写真）撤回（修正）申請書（様式19） … 1部

【修正の場合】

② 修正後の選挙公報掲載文又は写真 … 1枚

※データの場合は、修正データを記録したCD-R 1枚 及び これを印刷したもの

※掲載文又は写真のデータを修正する場合は、ファイル名の最後に「(○月○日修正)」と記入してください。

5 発行手続き等

(1) 申請のあった掲載文は、原本のまま写真製版その他の方法により縮小印刷して選挙公報に掲載します。

(2) 掲載順序の決定方法

選挙公報への掲載の順序は、委員会がくじにより定めます。

このくじは、申請締切後（選挙期日の告示日（3月3日））午後6時から役場において行います。なお、このくじは、候補者又はその代理人が立ち会うことができます。

(3) 選挙公報の配布

選挙公報は、選挙の期日の前日までに選挙人（各世帯ごとに）に配布します。

(様式 18) 選挙公報掲載申請書

(様式 19) 選挙公報掲載文（掲載写真）撤回（修正）申請書

- 1 これらの様式は、町議会議員選挙において、発行される選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとする場合、あるいは申請した掲載文等の撤回又は修正をしようとする場合に提出するものである。
- 2 様式 18（選挙公報掲載申請書）は、掲載文及び写真を添えて、選挙期日の告示日（3月3日）の午前8時30分から午後5時までに提出しなければならない。
- 3 様式 19（選挙公報掲載文（掲載写真）撤回（修正）申請書）は、候補者がすでに提出した掲載文又は写真を撤回・修正しようとするときの申請であり、様式 18 と同じように選挙期日の告示があった日の申請時間内に提出しなければならない。

選挙公報掲載申請書

令和 8 年 3 月 3 日

美浜町選挙管理委員会委員長 様

美浜町議会議員選挙

候補者 当選 太郎

美浜町選挙公報の発行に関する条例第2条第1項の規定により、令和8年3月8日執行の美浜町議会議員選挙の選挙公報に掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 掲載文（データ） 1部 別添のとおり

2 掲載写真（データ） 1部 別添のとおり

第4 選 拳 公 営

1 選挙公営の要点

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に係る経費については、候補者の供託物が町に帰属することとならない場合に限り、一定の範囲内で公費負担となり、町が業者等に直接支払うこととなります。

（1）必ず有償契約を締結しなければなりません

公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、町選管に届け出なければなりません。（無償の場合は公費負担の対象となりません。）

（2）公営の適用される額には、すべて一定の限度額があります

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と、候補者1人当たりの限度額の両方が定められています。この限度額を超える額については、公費負担の対象となりません。なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担となります。

（3）必ず所定の手続きが必要です

公営が適用される場合、町は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払います。この経費の支払には一定の書類が必要です。ので、必ず所定の手続きをしてください。

（4）候補者に係る供託物が没収されないことが要件です

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（供託物没収点）に達しないときにされ、次の計算式により算出します。この他に候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

$$\text{◎供託物没収点} = \frac{\text{有効投票数}}{\text{議員定数}} \times \frac{1}{10}$$

（5）無投票となった場合の取扱い

選挙運動用自動車の使用については、告示日の1日の使用分、選挙運動用ビラ・ポスターの作成については、作成費全てが公営の対象になります。

※選挙運動費用について、公営の適用を受けようとする候補者・業者等の方々は、本制度の趣旨や公費負担という性格を十分に踏まえ、適切な管理を行うとともに、誤った請求を行わないように努めてください。

2 選挙運動用自動車の使用料の公費負担

公 費 負 担

選挙運動用自動車の使用料については、一定限度額の範囲内で公費負担されます。(一定限度額を超える経費は、候補者の自己負担となります。)

ただし、供託物が没収されることとなる場合には、公費負担されませんので、注意してください。

限 度 額

公費負担の限度額は、有償契約の区分により次のとおりです。

1 ハイヤー方式契約

※ 一般常用旅客自動車運送事業者（いわゆるタクシー会社等）から、自動車、燃料及び運転手を一括で借り切る契約方式

1日当たり 使用料(64,500円限度) × 使用日数 (5日間限度)

※ 無投票の場合は、1日（告示日）分が公費負担の対象になります。

2 個別方式契約

※ 一般常用旅客自動車運送事業者以外の者と、自動車、燃料及び運転手についてそれぞれ個別で契約する方式

(1) 自動車 1日当たり 使用料(16,100円限度) × 使用日数 (5日間限度)

(2) 燃 料 購入金額(7,700円×5日間限度)

(3) 運転手 1日当たり 報酬額(12,500円限度) × 雇用日数 (5日間限度)

※ 個別方式契約の場合には、自動車、燃料及び運転手のすべてについて希望がないものは有償契約を締結しなくても結構です。

例えば、運転手については公費負担を希望しないという場合には、自動車及び燃料についてのみ有償契約を締結すれば結構です。

※ 無投票の場合には、自動車、運転手については1日（告示日）分が、燃料については当該契約に基づき供給された燃料の代金（7,700円限度）が公費負担の対象になります。

公費負担の対象となる契約は、1日単位で組み合わせることもできます。

例えば、選挙運動期間5日間のうち3日間をハイヤー方式契約で、2日間を個別方式契約とした場合

ハイヤー方式契約 64,500円 × 3日 = 193,500円

個別方式契約 (自動車) 16,100円 × 2日 = 32,200円

(燃 料) 7,700円 × 2日 = 15,400円

(運転手) 12,500円 × 2日 = 25,000円

合計 266,100円

契 約 の 組 合 せ

同一日に複数の契約を締結した場合

同一日について、次のように複数の契約を締結した場合には、そのうちの1つの契約を指定してください。指定された契約のみが公費負担の対象になります。

- 1 同一日について複数のハイヤー方式契約を締結した場合
 いずれか1つのハイヤー方式契約
- 2 同一日について複数の自動車の個別方式契約を締結した場合
 いずれか1つの自動車の個別方式契約
- 3 同一日について複数の運転手の個別方式契約を締結した場合
 いずれか1つの運転手の個別方式契約
- 4 同一日についてハイヤー方式契約と個別方式契約を締結した場合
 ハイヤー方式契約か個別方式契約のどちらか1つの契約(ハイヤー方式契約又は個別方式契約が複数締結されている場合には、更にそのうちの1つの契約)

契約の相手方

1 ハイヤー方式契約の場合

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（具体的には、ハイヤー業者、タクシー業者などです。）

2 個別方式契約の場合

契約の相手方は特に問いませんが、候補者と生計を一にする親族である場合にはその契約に係る業務を業として行う者でなければなりません。例えば、会社員で生計を一にする子の所有する自家用車を借り受ける有償契約を締結しても公費負担の適用はありません。友人の所有する自家用車を有償で借り受けるような場合には、公費負担の対象になります。

手 続

1 ハイヤー方式契約の場合

- (1) ハイヤー業者等と有償契約を締結してください。
- (2) 有償契約締結後、速やかに選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式31）（有償契約書の写しを添付）を美浜町選挙管理委員会へ提出してください。契約書の写しは、必ずしも契約書という名称でなくても結構ですが、契約の内容（契約の数、契約の単価及び金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされていなければなりません。
- (3) ハイヤー等の使用が終了したら、速やかに選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式37）をハイヤー業者等に交付してください。

(4) ハイヤー業者等は、選挙の期日後速やかに請求書（選挙運動用自動車
関係）（様式 42）（様式 43）（選挙運動用使用証明書を添付）を美浜町選
挙管理委員会へ提出し、金額等を確認した後、請求者に限度額の範囲内
で支払うことになります。

2 個別方式契約の場合

- (1) 自動車の貸し手（レンタカー業者等）、燃料供給業者及び運転手とそれぞれ有償契約を締結してください。
- (2) 有償契約締結後、速やかに選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式 31）（有償契約書の写しを添付）を美浜町選挙管理委員会へ提出してください。

燃料代にあっては、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。燃料代について単価契約を締結した場合には、備考欄に契約単価を記載してください。

契約書の写しは、必ずしも契約書という名称でなくても結構ですが、契約の内容（契約の数、契約の単価及び金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされていなければなりません。

- (3) 燃料の供給については、選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式 34）を美浜町選挙管理委員会へ提出してください。この場合、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

確認申請を受けた金額が公費負担限度額の範囲内であることを確認し、選挙運動用自動車燃料代確認書を交付しますので、この確認書を燃料供給業者に交付してください。燃料供給業者として複数の業者と有償契約を締結した場合には、各業者ごとに確認申請書を提出して、確認書の交付を受けてください。

1つの燃料供給業者について、数回に分けて確認申請を行うこともできますが、事務の繁雑を避けるため、なるべく1回で済ませるようにしてください。

- (4) 自動車の使用、運転手の雇用及び燃料の供給が終了した場合には、速やかに自動車の貸し手、燃料供給業者及び運転手に対し、それぞれ選挙運動用自動車使用証明書（様式 37）～（様式 39）を交付してください。

なお、燃料供給業者に選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式 38）を交付する際には、燃料供給業者から給油の際に受領した給油伝票（給油日、自動車ナンバー、給油量、給油金額が記載されたもの）の写しを添付してください。また、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

- (5) 各業者等は、選挙に期日後速やかに、それぞれ請求書（選挙運動用自動車関係）（様式 42）（様式 44～様式 46）（使用証明書を添付。燃料供給業者にあっては更に確認書及び給油伝票の写しを添付）を美浜町選挙管理委員会へ提出し、金額等を確認した後、請求者に限度額の範囲内で支払うことになります。

(様式 31) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

この様式は、選挙運動用自動車の使用に係る選挙公営制度を利用するため、候補者があらかじめ契約を締結し、これを届け出るためのものである。この届出書には、契約書の写しを添付する必要がある。

- 1 「候補者」欄の記載内容は、候補者届出書と一致させること。
- 2 印鑑は、契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 契約内容の記入は、併用の場合を除き「1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合」「2 1に掲げる契約以外の場合」のいずれかに記入すること。
- 4 「契約年月日」欄の記載は、添付する契約書に記載されている契約締結日と一致させること。
- 5 「契約の相手方」欄の記載は、添付する契約書末尾の記名欄(乙)の記載と一致させること。
- 6 「契約金額」欄に記入する金額は、すべて消費税込みの額とすること。
- 7 燃料代の「契約内容」欄に単価契約の内容を記入する場合は、「借入期間等」欄には燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入し、「備考」欄に1リットル当たりの契約単価を記載すること。

(様式 34) 選挙運動用自動車燃料代確認申請書

この様式は、個別契約方式（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約）による燃料の供給契約を締結した候補者が、燃料の使用についての公営限度額の確認を受けるための提出書類である。

- 1 「候補者」欄の記載内容は、候補者届出書と一致させること。
- 2 印鑑は、契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 「契約の相手方」欄の記載は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書(様式 31)の記載と一致させること。
- 4 「確認申請金額」「購入金額」「左のうち確認済又は確認申請金額」の各欄に記入する金額はすべて消費税込みの額とすること。

(様式 37) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

この様式は、選挙運動用自動車の使用の契約を届け出た候補者が必要事項を記入して業者に交付することにより、業者から町への請求の際に添付される書類である。ハイヤー方式契約及び個別方式契約（自動車借入れ）のいずれの場合もこの証明書を使用する。

- 1 「候補者」欄の記載内容は、候補者届出書と一致させること。
- 2 印鑑は、契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 「運送契約区分」欄は、ハイヤー方式契約の場合は「1」に、個別方式契約（自動車借入れ）の場合は「2」に○をすること。
- 4 「運送事業者等」欄の記載は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式 31）の「契約の相手方」欄の記載と一致させること。
- 5 「運送等金額」欄に記入する金額はすべて消費税込みの額とすること。（1円未満の端数が生じる場合は、1日ごとに1円未満を切り捨てる。）

(様式 38) 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

この様式は、選挙運動用自動車の使用の契約を届け出た候補者が必要事項を記入して業者に交付することにより、業者から町への請求の際に添付される書類である。この証明書は、個別方式契約（燃料供給）の場合の証明書として使用する。なお、給油伝票の写しを添付する必要があるため、給油の際には必ず給油伝票を受領し、紛失しないようにすること。

- 1 「候補者」欄の記載内容は、候補者届出書と一致させること。
- 2 印鑑は、契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 「燃料供給業者」欄の記載は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式 31）の「契約の相手方」欄の記載と一致させること。
- 4 「燃料供給金額」欄に記入する金額はすべて消費税込みの額とすること。（1円未満の端数が生じる場合は、1日ごとに1円未満を切り捨てる。）

(様式 39) 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

この様式は、選挙運動用自動車の使用の契約を届け出た候補者が必要事項を記入して運転手に交付することにより、運転手から町への請求の際に添付される書類である。この証明書は、個別方式契約（運転手雇用）の場合の証明書として使用する。

- 1 「候補者」欄の記載内容は、候補者届出書と一致させること。
- 2 印鑑は、契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 「運転手」欄の記載は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式 31）の「契約の相手方」欄の記載と一致させること。

(様式 42) 請求書（選挙運動用自動車関係）

(様式 43-46) 請求内訳書

この様式は、選挙運動用自動車の使用の契約を届け出た候補者が業者に交付することにより、業者から町への請求の際に使用される書類である。ハイヤー方式契約及び個別契約方式（自動車借入れ、燃料供給、運転手雇用）のいずれの場合にも共通する様式であるため、契約を行った業者すべてに交付すること。

※燃料代の請求の場合は、請求書に加え請求内訳書（燃料代）（様式 45）、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式 38）、自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しを添付すること。

※燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られる。

- 1 「住所」欄及び「氏名又は名称」欄の記載は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式 31）の「契約の相手方」欄の記載と一致させること。
- 2 「請求金額」欄に記入する金額は消費税込みの額とすること。
- 3 「候補者」欄の記載内容は、候補者届出書と一致させること。

取入

印紙

選挙運動用自動車運送業務契約書

戸籍名、通称名不可。候補者名は候補者届出と一致させる。

公職の候補者

当選 太郎

(以下「甲」という。) と

青赤株式会社
代表取締役

青赤 良男

(以下「乙」という。) とは、

選挙運動のための自動車の運送業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号 トヨタ ハイエース 日本300て1234

3 台数 1台

立候補届出の日から選挙期日の前日まで=選挙運動期間の記載

4 使用期間 令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日までの〇日間

5 契約金額

消費税を含む

〇〇〇,〇〇〇円 (消費税を含む)

(参考)公営費は1日64,500円(税込)が上限です。
それ以上の契約は、差額は自己負担となります。

(内訳 1日〇〇,〇〇〇円 × 〇日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき美浜町に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無くおこなわなければならない。ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は美浜町に請求ができない。

なお、美浜町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を支払うものとする。

7 その他

この契約に定めない事項またはこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

契約は告示日前でも可能

契約日付

(甲) 美浜町議会議員選挙候補者

住所 〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 当選 太郎 印

戸籍名、通称名は不可

(乙) 住所 〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 青赤 良男 印

青赤株式会社
代表取締役

取入
印紙

車両賃貸借契約書

戸籍名。通称名不可。候補者名は候補者届出と一致させる。

公職の候補者

当選 太郎 (以下「甲」という。) と

青赤株式会社
代表取締役

青赤 良男 (以下「乙」という。) とは、

車両の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 トヨタ ハイエース 日本300で1234
- 3 台数 1台
- 4 使用期間 令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日までの〇日間
- 5 契約金額 〇〇〇,〇〇〇円 (消費税及び
(内訳 1日〇〇,〇〇〇円 × 〇日間) (参考)公営費は1日16,100円(税込)が上限です。
それ以上の契約は、差額は自己負担となります。
- 6 使用上の義務等 甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負うものとする。
- 7 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき美浜町に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無くおこなわなければならない。ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は美浜町に請求ができない。
なお、美浜町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を支払うものとする。
- 8 その他 この契約に定めない事項またはこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日
↑
契約日付

契約は告示日前でも可能

(甲) 美浜町議会議員選挙候補者

住所 〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 当選 太郎 印

戸籍名、通称名は不可

(乙) 住所 〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 青赤 良男 印
青赤株式会社
代表取締役

取 入

印 紙

公職の候補者

自動車運転契約書

戸籍名。通称名不可。候補者名は候補者届出と一致させる。

当選 太郎 (以下「甲」という。) と

安全 守 (以下「乙」という。) とは、

甲が使用する公職選挙法第141条に基づく選挙運動自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

立候補届出の日から選挙期日の前日まで=選挙運動期間の記載

1 運転する期間 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日から 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日までの ○ 日間

2 運転する車両の トヨタ ハイエース 日本 300 て 1234
車種及び登録番号

消費税を含む

3 契約金額 ○○○,○○○ 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(内訳 1日 ○○,○○○ 円 × ○○ 日間)

(参考)公営費は1日12,500円(税込)が上限です。
それ以上の契約は、差額は自己負担となります。

4 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき美浜町に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無くおこなわなければならない。ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は美浜町に請求ができない。
なお、美浜町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を支払うものとする。

5 その他 この契約に定めない事項またはこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

契約は告示日前でも可能

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(甲) 美浜町議会議員選挙候補者

住 所 ○○県○○○○○○○○

氏 名 当選 太郎 印

戸籍名、通称名は不可

(乙) 住 所 ○○県○○○○○○○○

氏 名 安 全 守 印

取入
印紙

選挙運動用自動車燃料供給契約書

公職の候補者

当選 太郎 (以下「甲」という。) と

赤白石油株式会社
代表取締役

赤白 良子 (以下「乙」という。) とは、

戸籍名、通称名不可。候補者名は候補者届出と一致させる。

選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

立候補届出の日から選挙期日の前日まで=選挙運動期間の記載

1 供給する期間 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日から 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日までの ○ 日間

2 供給を受ける
自動車の車種及び
登録番号
トヨタ ハイエース 日本 300 て 1234

3 燃料供給予定総量 ○○○ ℥

4 契約金額 単価 1 ℥当たり ○○○ 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(総金額 ○○○ , ○○○ 円) (参考) 公営費は38,500円が上限です。
それ以上の契約は、差額は自己負担となります。

5 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき美浜町に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無くおこなわなければならない。ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は美浜町に請求ができない。

なお、美浜町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を支払うものとする。

6 その他 この契約に定めない事項またはこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 契約は告示日前でも可能

↑
契約日付

(甲) 美浜町議会議員選挙候補者

住 所 ○○県○○○○○○○○

氏 名 当選 太郎 印

戸籍名、通称名は不可

(乙) 住 所 ○○県○○○○○○○○

氏 名 赤白石油株式会社
代表取締役 赤白 良子 印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和 8 年 3 月 3 日

美浜町選挙管理委員会委員長 様

美浜町議会議員選挙

候補者 当選 太郎

令和8年3月8日執行の美浜町議会議員選挙において、下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

2 1に掲げる場合以外の場合

項目区分	契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 青赤株式会社 代表取締役 青赤良男	令和〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇 円	1日あたり 00,000円
			車両ナンバーを記載	契約の見込額を記載	
燃料代	令和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 赤白石油株式会社 代表取締役 赤白良子	日本300 て 1234	〇〇,〇〇〇	1ℓあたり 000円
運転手の雇用	令和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 安全 守	令和〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇	1日あたり 00,000円

(備考)

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付すること。
2 2の「契約内容」欄の「借り入れ期間等」には、「自動車の借り入れ」にあっては借り入れ期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載すること。
3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載すること（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載しても差し支えない）。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

終了後すみやかに

令和〇年〇月〇日

美浜町選挙管理委員会委員長 様

美浜町議会議員選挙

候補者 当選 太郎

令和8年3月8日執行の美浜町議会議員選挙において、下記の選挙運動用自動車燃料代につき、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約日付

1 契約年月日 令和〇年〇月〇日

2 契約の相手方

住 所 ○○県○○○○○○○○○

氏名又は名称 赤白石油 株式会社 代表取締役 赤白 良子

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

日本300 て 1234

4 確認申請金額 ○○,○○○ 円

区分	購入金額	左のうち確認済金額又は確認申請金額
前回までの累積金額 (A)	○○,○○○ 円	○○,○○○ 円
今回の購入金額 (B)	○○,○○○ 円	○○,○○○ 円
燃料代計 (A)+(B)	○○,○○○ 円	○○,○○○ 円

(備考)

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出すること。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載すること。

↑
38,500円以内

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

終了後すみやかに

令和〇年〇月〇日

美浜町議会議員選挙

候補者 当選 太郎

令和8年3月8日執行の美浜町議会議員選挙において、下記のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

記			選択して〇をつけて下さい
運送等契約区分 〔該当する方の番号に〇をしてください。〕	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等 住 所 ○○県○○○○○○○○○○ 氏名又は名称 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 青赤株式会社 代表取締役 青赤 良男			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	
トヨタ ハイエース 日本 300 て 1234	令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇 円	
トヨタ ハイエース 日本 300 て 1234	令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇	
トヨタ ハイエース 日本 300 て 1234	令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇	
トヨタ ハイエース 日本 300 て 1234	令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇	
トヨタ ハイエース 日本 300 て 1234	令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇	

↑
消費税込みの金額とし、1円未満の端数が生じる場合は、1日ごとに1円未満を切り捨てる。

(備考)

- この証明書は、実際の使用に基づいて、運送事業者ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が美浜町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、美浜町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、美浜町に支払を請求することができません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

終了後すみやかに

令和〇年〇月〇日

美浜町議会議員選挙

候補者 当選 太郎

令和8年3月8日執行の美浜町議会議員選挙において、下記のとおり選挙運動用燃料を使用したことを証明します。

記

燃料供給業者 住 所 氏名又は名称	法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 赤白石油株式会社 代表取締役 赤白 良子	
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額
年 月 日		ℓ	円
令和〇年〇月〇日	トヨタ ハイエース 日本 300 て 1234	〇〇.〇	〇,〇〇〇
令和〇年〇月〇日	トヨタ ハイエース 日本 300 て 1234	〇〇.〇	〇,〇〇〇
令和〇年〇月〇日	トヨタ ハイエース 日本 300 て 1234	〇〇.〇	〇,〇〇〇
令和〇年〇月〇日	トヨタ ハイエース 日本 300 て 1234	〇〇.〇	〇,〇〇〇
令和〇年〇月〇日	トヨタ ハイエース 日本 300 て 1234	〇〇.〇	〇,〇〇〇

消費税込みの金額とし、
1円未満の端数が生じる場合は、1日ごとに1円未満を
切り捨てる。

(備考)

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に交付すること。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載すること。
- 燃料供給業者が美浜町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付すること。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

終了後すみやかに

令和〇年〇月〇日

美浜町議会議員選挙

候補者 当選 太郎

令和8年3月8日執行の美浜町議会議員選挙において、下記のとおり選挙運動用運転手を雇用したことを証明します。

記

運転手

住 所 ○○県○○○○○○○○○
氏 名 安 全 守

雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
令和〇年〇月〇日	○○,○○○	1台

(備考)

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が美浜町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、美浜町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、美浜町に支払を請求することはできません。

ハイヤー方式契約、個別方式契約(自動車、燃料、運転手)、共通の請求書です。

請 求 書 (選挙運動用自動車関係)

終了後すみやかに

令和〇年〇月〇日

美浜町長 様

住 所 ○○県○○○○○○○○○○

氏名又は名称

○○ ○○

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
第4条の規定により、下記の金額の支払いを請求します。

記

1 請求金額 ○○,○○○ 円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年3月8日執行美浜町議会議員選挙

4 候補者氏名 **当選 太郎**

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	日の出銀行	本・支店名	東西支店
金融機関コード	1234	支店コード	001
預金種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	アオアカカブシキガイシャ		
口座名	青赤株式会社		

(備考)

1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出すること。

2 候補者が供託物を没収された場合には、美浜町に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られること。

請求内訳書 [一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合]

(ア)(イ)のいずれか少ない方を記載

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額
令和〇年〇月〇日	円×台 = 〇〇,〇〇〇	64,500円×1台 = 64,500円	〇〇,〇〇〇円
令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇×〇 = 〇〇,〇〇〇	64,500 × 1 = 64,500	〇〇,〇〇〇
令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇×〇 = 〇〇,〇〇〇	64,500 × 1 = 64,500	〇〇,〇〇〇
令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇×〇 = 〇〇,〇〇〇	64,500 × 1 = 64,500	〇〇,〇〇〇
令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇×〇 = 〇〇,〇〇〇	64,500 × 1 = 64,500	〇〇,〇〇〇
計			〇〇,〇〇〇

(備考)

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載すること。

請求内訳書 〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合〕

(1) 自動車の借入れ

(ア)(イ)のいずれか少ない方を記載

使用年月日	借 入 金 額 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額
令和〇年〇月〇日	円 × ○ 台 = 00,000	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	00,000 円
令和〇年〇月〇日	00,000 × ○ = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000
令和〇年〇月〇日	00,000 × ○ = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000
令和〇年〇月〇日	00,000 × ○ = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000
令和〇年〇月〇日	00,000 × ○ = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000
計			00,000

(備考)

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載すること。

請求内訳書 [一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合]

(2) 燃料代

(ア)(イ)のいずれか少ない方を記載

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額
令和〇年〇月〇日	トヨタハイエース 日本300て1234	000×00.0 = 00,000		
令和〇年〇月〇日	トヨタハイエース 日本300て1234	000×00.0 = 00,000		
令和〇年〇月〇日	トヨタハイエース 日本300て1234	000×00.0 = 00,000		
		×	=	
		×	=	
計		00,000円	円	00,000円

確認書に記載された額を記載

(備考)

- 「基準限度額」計欄には、確認書に記載された額の合計額を記載すること。
- 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載すること。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載すること。

請求内訳書 〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合〕

(3) 運 転 手

(ア)(イ)のいずれか少ない方を記載

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額
令和〇年〇月〇日	00,000 円	12,500 円	00,000 円
令和〇年〇月〇日	00,000	12,500	00,000
令和〇年〇月〇日	00,000	12,500	00,000
令和〇年〇月〇日	00,000	12,500	00,000
令和〇年〇月〇日	00,000	12,500	00,000
計			円

(備考)

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載すること。

3 選挙運動用ビラの作成費の公費負担

公 費 負 担

選挙運動用ビラの作成費については、一定限度額の範囲内で公費負担されます。（一定限度額を超える経費は、候補者の自己負担となります。）

ただし、供託物が没収されることとなる場合には、公費負担されませんので、注意してください。

限度額・限度枚数

公費負担の限度額は、次のとおりです。

作成単価、作成枚数それぞれに次のとおり限度がありますので注意してください。

1 作成単価の限度額 8円38銭

2 作成枚数の限度数 1,600枚（町議会議員）

契約の相手方

契約の相手方は、ビラ作成業者です。

複数のビラ作成業者と有償契約を締結しても結構ですが、この場合には、合算した枚数について限度枚数まで、公費負担の対象となります。

手 続

公費負担の手続は、次のとおりです。

1 ビラ作成業者と有償契約を締結してください。

2 有償契約締結後、速やかに選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式32）（有償契約書の写しを添付）を美浜町選挙管理委員会へ提出してください。

契約書の写しは、必ずしも契約書という名称でなくても結構ですが、契約の内容（契約の数、契約の単価及び金額等）及び候補者の申込意思と業者の承諾意思とが書面上明らかにされていなければなりません。

3 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式35）を美浜町選挙管理委員会へ提出してください。

確認申請を受けた枚数が公費負担限度枚数の範囲内であることを確認し、ビラ作成枚数確認書を交付しますので、この確認書をビラ作成業者に交付してください。

複数のビラ作成業者と有償契約を締結した場合には、各業者ごとに確認申請書を提出し、確認書の交付を受けてください。

1つのビラ作成業者について、数回に分けて確認申請を行うこともできますが、事務の繁雑を避けるため、なるべく1回で済ませるようにしてください。

4 ビラの作成が終了した場合には、速やかにビラ作成業者に対し、選挙運動用ビラ作成証明書（様式40）を交付してください。

- 5 ビラの作成業者は、選挙の期日後速やかに請求書(選挙運動用ビラの作成)(様式 47) (様式 48) (確認書、作成証明書を添付) を美浜町選挙管理委員会へ提出し、金額等を確認した後、請求者に限度額の範囲内で支払うことになります。
- 6 無投票の場合にも、すでに選挙運動用ビラ作成の有償契約を締結し、作成していた場合には公費負担の対象になります。

(様式 32) 選挙運動用ビラ作成契約届出書

この様式は、選挙運動用ビラ作成に係る選挙公営制度を利用するために、候補者があらかじめ契約を締結し、これを届け出るためのものである。この届出書には、契約書の写しを添付する必要がある。

- 1 「候補者」欄の記載内容は、候補者届出書と一致させること。
- 2 印鑑は、契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 「契約年月日」欄の記載は、添付する契約書に記載されている契約締結日と一致させること。
- 4 「契約の相手方」欄の記載は、添付する契約書末尾の記名欄（乙）の記載と一致させること。
- 5 「作成契約金額」欄に記入する金額は、すべて消費税込みの額とすること。

(様式 35) 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

この様式は、選挙運動用ビラの作成契約を締結した候補者が、ビラの作成枚数について当該候補者を通じて法定枚数の範囲内にあることの確認を受けるための提出書類である。この確認申請は、立候補届出の際に併せて行うことも差し支えない。

- 1 「候補者」欄の記載内容は、候補者届出書と一致させること。
- 2 印鑑は、契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 「契約の相手方」欄の記載は、選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式 32）の記載と一致させること。

(様式 40) 選挙運動用ビラ作成証明書

この様式は、選挙運動用ビラの作成契約を届け出た候補者が必要事項を記入してビラ作成業者に交付することにより、ビラ作成業者から町への請求の際に添付される書類である。

- 1 「候補者」欄の記載内容は、候補者届出書と一致させること。
- 2 印鑑は、契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 「ビラ作成業者」欄の記載は、選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式 32）の「契約の相手方」欄の記載と一致させること。
- 4 「作成枚数」「作成金額」の各欄の記載内容は、原則としてそれぞれ選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式 32）の「作成契約枚数」「作成契約金額」欄の記載と一致することとなる。
- 5 「作成金額」欄に記入する金額はすべて消費税込みの額とすること。

(様式 47) 請求書（選挙運動用ビラの作成）

(様式 48) 請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）

この様式は、選挙運動用ビラの作成契約を届け出た候補者がビラ作成業者に交付することにより、ビラ作成業者から町への請求の際に使用される書類である。

- 1 「住所」欄及び「氏名又は名称」欄の記載は、選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式 32）の「契約の相手方」欄の記載と一致させること。
- 2 「請求金額」欄に記入する金額は消費税込みの額とすること。
- 3 「候補者」欄の記載内容は、候補者届出書と一致させること。

取 入

印 紙

選挙運動用ビラ作成契約書

公職の候補者

当選 太郎 (以下「甲」という。) と

応援印刷株式会社
代表取締役

応援 元気 (以下「乙」という。) とは、

戸籍名。通称名不可。候補者名は候補者届出と一致させる。

印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第142条第1項第7号に定める選挙運動用ビラ

2 数 量 ○○○○枚 ← 実際の作成枚数

消費税を含む

3 契約金額 ○○,○○○ 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(内訳 単価 ○.○○ 円 × ○○○○ 枚)

4 納入期限 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(参考) 公営費は8円38銭×枚数が上限です。
(町議会議員1,600枚上限)
それ以上の契約は、差額は自己負担となります。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき美浜町に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無くおこなわなければならない。ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は美浜町に請求ができない。

なお、美浜町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を支払うものとする。

6 その他

この契約に定めない事項またはこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

契約は告示日前でも可能

↑
契約日付

(甲) 美浜町議会議員選挙候補者

住 所 ○○県○○○○○○○○

氏 名

当選 太郎

印

戸籍名、通称名は不可

(乙) 住 所 ○○県○○○○○○○○

氏 名

応援株式会社
代表取締役

応援 元気

印

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和 8 年 3 月 3 日

美浜町選挙管理委員会委員長 様

美浜町議会議員選挙

候補者 当選 太郎

令和 8 年 3 月 8 日執行の美浜町議会議員選挙において、下記のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	契 約 内 容	
		作成契約枚数	作成契約金額
令和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇〇 応援印刷株式会社 代表取締役 応援 元気	〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇

（備考） 契約届出書には、契約書の写しを添付すること。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和 8 年 3 月 3 日

美浜町選挙管理委員会委員長 様

美浜町議会議員選挙

候補者 当選 太郎

令和 8 年 3 月 8 日執行の美浜町議会議員選挙において、下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約日付

1 契約年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

2 契約の相手方

住 所 ○○県○○○○○○○○○

氏名又は名称 応援印刷株式会社 代表取締役 応援 元気

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

3 確認申請枚数 ○○○○ 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済枚数又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	○,○○○ 枚	○,○○○ 枚
今回の枚数 (B)	○,○○○ 枚	○,○○○ 枚
枚数計 (A)+(B)	○,○○○ 枚	○,○○○ 枚

(備考)

1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出すること。

2 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載すること。

↑
1,600枚以内

選挙運動用ビラ作成証明書

終了後すみやかに

令和〇年〇月〇日

美浜町議会議員選挙

候補者 当選 太郎

令和8年3月8日執行の美浜町議会議員選挙において、下記のとおり選挙運動用ビラを作成したことを証明します。

記

ビラ作成業者

住 所 ○○県○○○○○○○○○○

氏名又は名称 応援印刷株式会社 代表取締役 応援 元氣

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

作成枚数	○,○○○ 枚
作成金額	○○,○○○ 円

(備考)

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成事業者ごとに作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
 - ビラ作成業者が美浜町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、美浜町に支払を請求することはできません。
 - 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

請 求 書 (選挙運動用ビラの作成)

終了後すみやかに

令和〇年〇月〇日

美浜町長様

住 所 ○○県○○○○○○○○○○

氏名又は名称 ○○ ○○

㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名稱及び代表者の氏名〕

美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
第8条の規定により、下記の金額の支払いを請求します。

記

1 請求金額 ○○,○○○ 円

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年3月8日執行美浜町議会議員選挙

4 候補者氏名 **当選 太郎**

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	日の出銀行	本・支店名	東西支店
金融機関コード	1234	支店コード	001
預金種別	普通	口座番号	2345678
フリガナ	オウエンインサツカブシキガイシャ		
口座名	応援印刷株式会社		

(備考)

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 候補者が供託物を没収された場合には、美浜町に支払を請求することはできません。

請　求　内　訳　書（選挙運動用ビラの作成）

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$
円 ○○○	枚 ○○○○○	円 ○○,○○○	円 ○○○○○	枚 ○○○○○	円 ○○,○○○	円 ○○○	枚 ○○○○○	円 ○○,○○○

確認書に記載された確認枚数を
記載して下さい

（備考）

1. D欄には、8円38銭を記載してください。
2. E欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
3. G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
4. H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

いずれかの低い金額を記載して下さい
・町議会議員選挙上限枚数は1,600枚

4 選挙運動用ポスターの作成費の公費負担

公 費 負 担

選挙運動用ポスターの作成費については、一定限度額の範囲内で公費負担されます。（一定限度額を超える経費は、候補者の自己負担となります。）
ただし、供託物が没収されることとなる場合には、公費負担されませんので、注意してください。

限度額・限度枚数

公費負担の限度額は、次のとおりです。

作成単価 × 作成枚数

作成単価、作成枚数それぞれに次のとおり限度がありますので注意してください。

1 作成単価の限度額 6,337 円

$$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times 55 \text{ ヶ所 (掲示板数)} + 316,250 \text{ 円}}{55 \text{ ヶ所 (掲示板数)}}$$

※ 1 円未満の端数は切り上げます。

2 作成枚数の限度数 55 枚

選挙区内のポスター掲示場の数

3 公費負担の限度額 348,535 円

6,337 円 × 55 枚

契 約 の 相 手 方

契約の相手方は、ポスター作成業者です。

複数のポスター作成業者と有償契約を締結しても結構ですが、この場合には、合算した枚数について限度枚数まで、公費負担の対象になります。

手 続

公費負担の手続は、次のとおりです。

- 1 ポスター作成業者と有償契約を締結してください。
- 2 有償契約締結後、速やかに選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式 33）（有償契約書の写しを添付）を美浜町選挙管理委員会へ提出してください。

契約書の写しは、必ずしも契約書という名称でなくても結構ですが、契約の内容（契約の数、契約の単価及び金額等）及び候補者の申込意思と業者の承諾意思とが書面上明らかにされていなければなりません。

- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式 36）を美浜町選挙管理委員会へ提出してください。

美浜町選挙管理委員会は、確認申請を受けた枚数が公費負担限度枚数の範囲内であることを確認し、選挙運動用ポスター作成枚数確認書を交付しますので、この確認書をポスター作成業者に交付してください。

複数のポスター作成業者と有償契約を締結した場合には、各業者ごとに確認申請書を提出し、確認書の交付を受けてください。

1 つのポスター作成業者について、数回に分けて確認申請を行うこともできますが、事務の繁雑を避けるため、なるべく 1 回で済ませるようにしてください。

4 ポスターの作成が終了した場合には、速やかにポスター作成業者に対し、選挙運動用ポスター作成証明書（様式 41）を交付してください。

5 ポスター作成業者は、請求書（選挙運動用ポスターの作成）（様式 49）（様式 50）（確認書、作成証明書を添付）を美浜町選挙管理委員会へ提出し、金額等を確認した後、請求者に限度額で支払うことになります。

6 無投票の場合にも、すでに選挙運動用ポスター作成の有償契約を締結し、作成していた場合には公費負担の対象になります。

(様式 33) 選挙運動用ポスター作成契約届出書

この様式は、選挙運動用ポスター作成に係る選挙公営制度を利用するため、候補者があらかじめ契約を締結し、これを届け出るためのものである。この届出書には、契約書の写しを添付する必要がある。

- 1 「候補者」欄の記載内容は、候補者届出書と一致させること。
- 2 印鑑は、契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 「契約年月日」欄の記載は、添付する契約書に記載されている契約締結日と一致させること。
- 4 「契約の相手方」欄の記載は、添付する契約書末尾の記名欄（乙）の記載と一致させること。
- 5 「作成契約金額」欄に記入する金額は、すべて消費税込みの額とすること。

(様式 36) 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

この様式は、選挙運動用ポスターの作成契約を締結した候補者が、ポスターの作成枚数について当該候補者を通じて法定枚数の範囲内にあることの確認を受けるための提出書類である。この確認申請は、立候補届出の際に併せて行うことも差し支えない。

- 1 「候補者」欄の記載内容は、候補者届出書と一致させること。
- 2 印鑑は、契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 「契約の相手方」欄の記載は、選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式 33）の記載と一致させること。

(様式 41) 選挙運動用ポスター作成証明書

この様式は、選挙運動用ポスターの作成契約を届け出た候補者が必要事項を記入してポスター作成業者に交付することにより、ポスター作成業者から町への請求の際に添付される書類である。

- 1 「候補者」欄の記載内容は、候補者届出書と一致させること。
- 2 印鑑は、契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 「ポスター作成業者」欄の記載は、選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式 33）の「契約の相手方」欄の記載と一致させること。
- 4 「作成枚数」「作成金額」の各欄の記載内容は、原則としてそれぞれ選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式 33）の「作成契約枚数」「作成契約金額」欄の記載と一致することとなる。
- 5 「作成金額」欄に記入する金額はすべて消費税込みの額とすること。

(様式 49) 請求書（選挙運動用ポスターの作成）

(様式 50) 請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）

この様式は、選挙運動用ポスターの作成契約を届け出た候補者がポスター作成業者に交付することにより、ポスター作成業者から町への請求の際に使用される書類である。

- 1 「住所」欄及び「氏名又は名称」欄の記載は、選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式 33）の「契約の相手方」欄の記載と一致させること。
- 2 「請求金額」欄に記入する金額は消費税込みの額とすること。
- 3 「候補者」欄の記載内容は、候補者届出書と一致させること。

取入
印紙

選挙運動用ポスター作成契約書

公職の候補者

当選 太郎 (以下「甲」という。) と

応援印刷株式会社
代表取締役

応援 元気 (以下「乙」という。) とは、

戸籍名。通称名不可。候補者名は候補者届出と一致させる。

印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定める選挙運動用ポスター

2 数量 ○○ 枚

実際の作成枚数

消費税を含む

3 契約金額 ○○,○○○ 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(内訳 単価 ○,○○○ 円 × ○○ 枚)

(参考)公営費は作成単価6,337円、作成枚数55枚が上限です。それ以上の契約は、差額は自己負担となります。

4 納入期限 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき美浜町に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無くおこなわなければならない。ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は美浜町に請求ができない。

なお、美浜町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を支払うものとする。

6 その他

この契約に定めない事項またはこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

契約は告示日前でも可能

↑
契約日付

(甲) 美浜町議会議員選挙候補者

住所 ○○県○○○○○○○○

氏名

当選 太郎

印

戸籍名、通称名は不可

(乙) 住所 ○○県○○○○○○○○

氏名

応援印刷株式会社
代表取締役

応援 元気

印

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和 8 年 3 月 3 日

美浜町選挙管理委員会委員長 様

美浜町議会議員選挙

候補者 当選 太郎

令和 8 年 3 月 8 日執行の美浜町議会議員選挙において、下記のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	契 約 内 容	
		作成契約枚数	作成契約金額
令和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇〇 応援印刷株式会社 代表取締役 応援 元気	〇〇	〇〇,〇〇〇

（備考） 契約届出書には、契約書の写しを添付すること。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和 8 年 3 月 3 日

美浜町選挙管理委員会委員長 様

美浜町議会議員選挙

候補者 当選 太郎

令和 8 年 3 月 8 日執行の美浜町議会議員選挙において、下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約日付
↓

1 契約年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

2 契約の相手方

住 所 ○○県○○○○○○○○○○

氏名又は名称 応援印刷株式会社 代表取締役 応援 元気

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

3 確認申請枚数 ○○○ 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済枚数又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	○○○ 枚	○○○ 枚
今回の枚数 (B)	○○○ 枚	○○○ 枚
枚数計 (A)+(B)	○○○ 枚	○○○ 枚

(備考)

1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出すること。

2 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載すること。

55 枚以内

選挙運動用ポスター作成証明書

終了後すみやかに

令和〇年〇月〇日

美浜町議会議員選挙

候補者 **当選 太郎**

令和8年3月8日執行の美浜町議会議員選挙において、下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したことを証明します。

記

ポスター作成業者

住 所 〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名又は名称 応援印刷株式会社 代表取締役 応援 元気

[法人にあっては、主たる事務所の]
[所在地、名称及び代表者の氏名]

作成枚数	〇〇〇 枚
作成金額	〇〇,〇〇〇 円

(備考)

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成事業者ごとに作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が美浜町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者等は、美浜町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
(1)枚数
ポスター掲示場数に相当する枚数
(2)限度額
(586円88銭×ポスター掲示場数+316,250円)÷ポスター掲示場数=単価(1円未満の端数は切上げ)
単価×確認された作成枚数=限度額
(注)公費負担額は、4(2)の単価と実際の作成契約による単価のいずれか低い金額に、確認枚数(ポスター掲示場数限度)と実際の作成枚数のいずれか少ない枚数を乗じた金額です。

請 求 書 (選挙運動用ポスターの作成)

終了後すみやかに

令和〇年〇月〇日

美浜町長様

住 所 ○○県○○○○○○○○○○

氏名又は名称 ○○ ○○

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名稱及び代表者の氏名〕

美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払いを請求します。

記

1 請求金額 ○○,○○○ 円

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年3月8日執行美浜町議会議員選挙

4 候補者氏名 **当選 太郎**

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	日の出銀行	本・支店名	東西支店
金融機関コード	1234	支店コード	001
預金種別	普通	口座番号	2345678
フリガナ	オウエンインサツカブシキガイシャ		
口座名	応援印刷株式会社		

(備考)

1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出すること。

2 候補者が供託物を没収された場合には、美浜町に支払を請求することはできません。

[様式 49]

請 求 内 訳 書 (選挙運動用ポスターの作成)

選挙区(選挙 が行われる区 域)における ポスター掲示 場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
	単価 A	枚数 B	金 額 A × B = C	単価 D	枚数 E	金 額 D × E = F	単価 G	枚数 H	金 額 G × H = I
箇所 55	円 ○○○	枚 ○○	円 ○○,○○○	円 6,337	枚	円	円 ○○○	枚 ○○	円 ○○,○○○

確認書に記載された確認枚数を
記載して下さい

いずれかの低い金額を記載して下さい

(備考)

1. 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2. D 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{選挙運動用ポスター掲示場数}}{\text{選挙運動用ポスター掲示場数}} \dots\dots 1\text{円未満の端数切上げ}$$

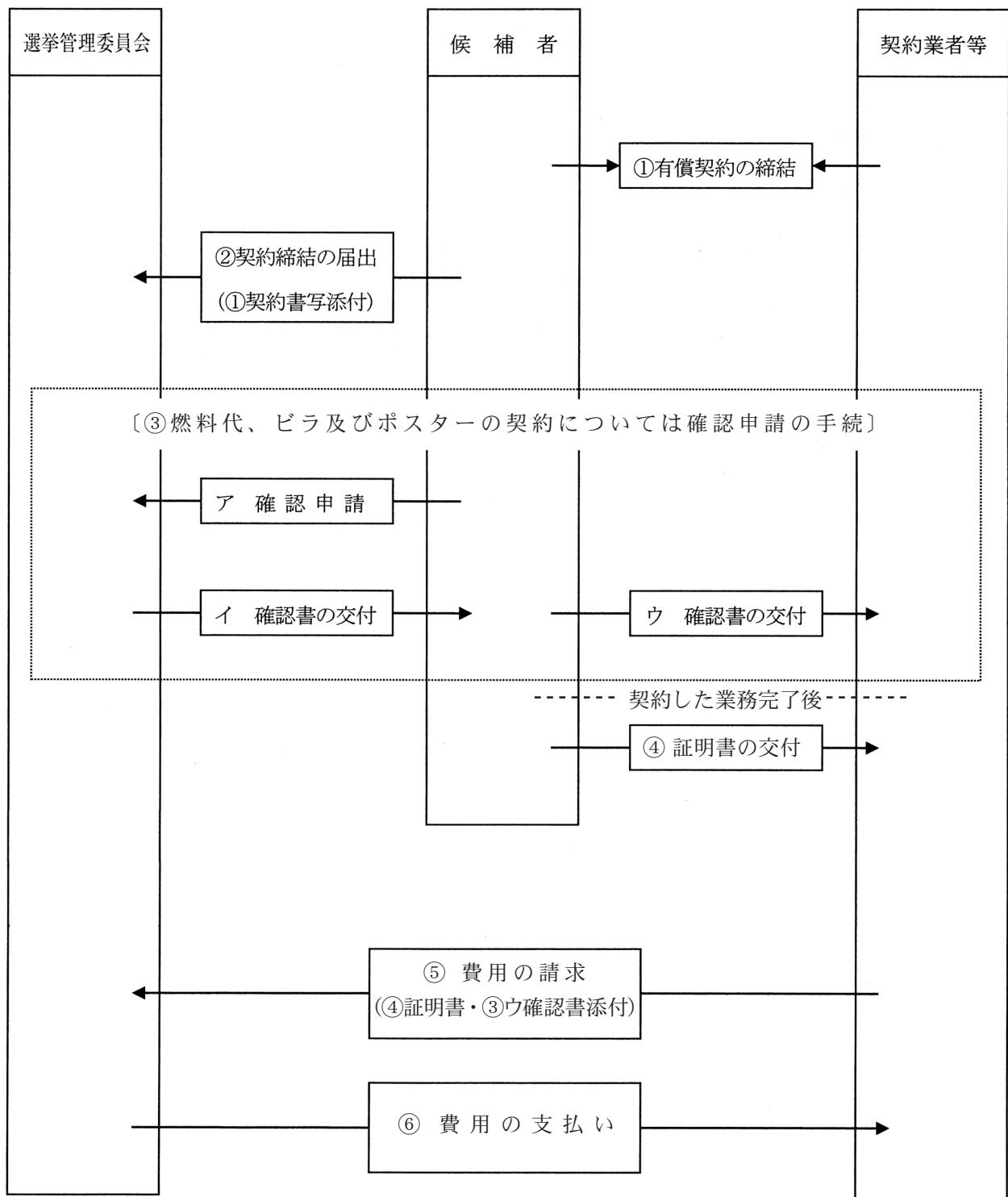
3. E 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4. G 欄には、A 欄と D 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5. H 欄には、B 欄と E 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください

(参考)

選挙運動用自動車・ビラ・ポスター 公費負担手続図



(参考)

公費負担額の算出方法例

《例 1》選挙運動用ビラ 2,000 枚の作成を 16,000 円で契約した場合

○ 1 枚当たりの作成単価・・・ $16,000 \text{ 円} \div 2,000 \text{ 枚} = 8 \text{ 円}$

この場合、作成単価は上限 (8 円 38 銭) 以下であるが、作成枚数が上限 (1,600 枚) を超えているため、8 円 × 1,600 枚 = 12,800 円が公費負担の対象となる。
(この額を超える分 3,200 円は候補者の負担となる。)

《例 2》選挙運動用ビラ 1,000 枚の作成を 20,000 円で契約した場合

○ 1 枚当たりの作成単価・・・ $20,000 \text{ 円} \div 1,000 \text{ 枚} = 20 \text{ 円}$

この場合、作成枚数は上限 (1,600 枚) 以下であるが、作成単価が上限 (8 円 38 銭) を超えているため、8.38 円 × 1,000 枚 = 8,380 円が公費負担の対象となる。
(この額を超える分 11,620 円は候補者の負担となる。)

《例 3》選挙運動用ポスター 100 枚の作成を 300,000 円で契約した場合

○ 1 枚当たりの作成単価・・・ $300,000 \text{ 円} \div 100 \text{ 枚} = 3,000 \text{ 円}$

この場合、作成単価は上限 (6,337 円) 以下であるが、作成枚数が上限 (56 枚) を超えているため、3,000 円 × 55 枚 = 165,000 円が公費負担の対象となる。
(この額を超える分 135,000 円は候補者の負担となる。)

《例 4》選挙運動用ポスター 50 枚の作成を 400,000 円で契約した場合

○ 1 枚当たりの作成単価・・・ $400,000 \text{ 円} \div 50 \text{ 枚} = 8,000 \text{ 円}$

この場合、作成枚数は上限 (55 枚) 以下であるが、作成単価が上限 (6,337 円) を超えているため、6,337 円 × 50 枚 = 316,850 円が公費負担の対象となる。
(この額を超える分 83,150 円は候補者の負担となる。)